

平成 28 年度事業報告書
【船員保険事業】

(2016)

事業期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日



全国健康保険協会
船員保険

加入者・船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針	
1. 理念	2
2. 事業運営の基本方針	2
第2章 28年度の事業運営方針と総括	4
第3章 加入者及び船舶所有者数の状況	
1. 加入者、船舶所有者の動向	6
2. 被保険者の年齢構成	6
第4章 医療費と保険給付費の動向	
1. 医療費及び保険給付費（年金給付費を除く）の動向	8
2. 年金給付費の動向	10
第5章 船員保険財政の動向と保険料率の決定	
1. 平成28年度の決算の状況	11
2. 平成29年度保険料率決定までの動き	12
3. 船員保険勘定準備金の金銭信託について	18
第6章 船員保険事業の概況	
1. 保険運営の企画・実施	19
2. 保険給付等の円滑な実施	28
3. 保健事業の推進、強化	38
4. 福祉事業の着実な実施	49
5. 組織運営及び業務改革	50
第7章 東日本大震災及び熊本地震への対応について	
1. 東日本大震災への対応	54
2. 熊本地震への対応	55
第8章 今後の運営	57
協会の運営に関する各種指標	58
平成28年度の財務諸表等	60
参考資料	81
平成28年度お客様満足度調査結果（船員保険）について	82

加入者・船舶所有者の皆様へ

全国健康保険協会が船員保険事業の運営を担ってから8年目に入りました。この間、私どもは、わが国の海運及び水産を支える船員の皆様及びそのご家族の健康と福祉の向上を図るため、職員が一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。

事業運営に当たっては、船員保険協議会をはじめ加入者や船舶所有者の皆様のご意見を反映した自主自律の運営に努めるとともに、民間組織として業務の効率化を進め、サービスの向上を図ってまいりました。おかげさまで、関係者の皆様のご協力とご支援をいただき、事業運営は着実に安定してきております。この場をお借りして、改めて、日頃のご高配に厚く御礼申し上げます。

財政状況につきましても、比較的安定していると言えます。しかし、これは、これまで減少傾向にあった被保険者数が27年度以降増勢に転じていること、平均標準報酬月額が5年連続で増加していることなどが大きく寄与しているところであり、被保険者の年齢構成割合を見てみると50歳代から60歳の構成割合が高いといった特徴は変わっておらず、医療費の増加がなお見込まれることから、中長期的な観点からは、引き続き慎重な財政運営を図る必要があると認識しております。

このような中、28年度は、加入者のメタボリックシンドロームリスクの保有率及び喫煙率の減少に向けた取組みを柱として策定した「船員保険データヘルス計画」の2年目の取組みを着実に実施するとともに、ジェネリック医薬品の更なる使用促進や、レセプト点検の強化などの医療費の適正化に向けた取組みを引き続き実施するなど、保険者機能の発揮・強化に向けた取組みを総合的に推進してまいりました。また、船員労働の特殊性に対応した、無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業についても、着実に実施してまいりました。

今後は、第二期の船員保険データヘルス計画の策定に際し、第一期(27年度から29年度まで)の船員保険データヘルス計画の進捗状況及び効果等を確実に反映するなど、PDCAサイクルを通じたバージョンアップを図るとともに実効性を高め、これまで以上に加入者の皆様の健康づくりを積極的に支援し、その結果として、医療費の支出が必要最小限となるよう努力してまいります。また、将来の財政状況を大きく左右する被保険者等、特に年齢構成の変化の動向の注視・分析に努めてまいります。

更に、関係団体等の皆様のご協力をいただきながら、船員保険が、加入者や船舶所有者の皆様にとってより身近な存在となり、「船員保険の加入者で本当に良かった」と喜んでいただけるよう、引き続き、様々な取組みを進めてまいります。

今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

第 1 章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 事業運営の基本方針

協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組みます。

また、健診結果データ等の分析に基づき、加入者の健康の保持増進を図るための事業計画として策定した「船員保険データヘルス計画」の取組みを着実かつ効果的に実施すること等を通じて、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進し、ひいては医療費負担の軽減を実現することができるよう努めます。

平成 28 年度においては、

- (1) 船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行うほか、サービススタンダードを年間を通じ達成するなど、常にサービスの向上を図ります。
- (2) 特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上を図るための各種取組みをより強化するとともに、加入者一人ひとりの生涯を通じた健康生活の支援や船舶所有者における健康づくりの支援を推進するなど、総合的な取組みを継続します。
- (3) さらに、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、自動点検機能を活用したレセプト点検の効果的な実施、医療費通知やジェネリック医薬品の使用拡大などの取組みを推進します。

事業運営に当たっては、

- (1) 中期的な財政見通しや医療保険制度改革の影響等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努める。また、国による社会保障・税番号制度の実施状況に合わせて、随時、協会において、関係機関との調整状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施します。
- (2) 船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、積極的な広報・情報開示に努めます。
- (3) PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクル等を通じた効率化や関係機関との連携に努めます。

第2章 28年度の事業運営方針と総括

船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえ、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組んでいます。

協会は、船員保険の保険者として、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務を確実に実施することに加え、保険者機能の強化を図り、その発揮による総合的な取組を推進し、加入者の皆様の健康づくりを積極的に支援しています。

また、船員保険は、被用者保険の中では、被保険者の平均年齢が高く、特に50歳代から60歳代の被保険者の割合が高いことの影響もあり、他の保険者と比べてメタボリックシンドロームリスクの保有率が高く、国民全体と比べて喫煙率が高いという特徴が見られることから、メタボリックシンドロームリスクの保有率及び喫煙率の減少を目指した取り組みを計画的に実施しています。

28年度の各種業務の実施状況を振り返ってみると、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基本的な業務については、加入者の視点に立った迅速かつ正確なサービスの提供に努め、傷病手当金等の支給等に要する標準日数を定めたサービススタンダードの達成率は100パーセントであり、保険証の発行に要する日数についても、目標指標である資格情報の取得から3営業日以内を達成しました。その結果、傷病手当金等の支給決定通知書等をお送りする際に実施したお客様満足度調査においても、概ね前年を上回る高い評価をいただくことができました。

保険者機能の強化、発揮という観点からは、28年度の事業計画の基本方針としてお示ししたとおり、加入者の健康の保持増進を図るための事業計画として策定した「船員保険データヘルス計画」の2年目の取組みを着実かつ効果的に実施すること等を通じて、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進するよう努めました。

具体的な取組内容及び評価等の詳細については後述しますが、加入者の健康づくりを支援する取組みとしては、船員独特の勤務形態や生活実態を踏まえ、船内で実践できる健康づくりのノウハウを紹介する冊子「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」を作成し、全船舶所有者と被保険者に送付するとともに、併せて、幅広く加入者に周知するため、ホームページに約半年間にわたり「知っておきたい健康情報」を掲載しました。

また、一人ひとりの健診結果に応じた、オーダーメイドの情報提供冊子の配付や、船員が集まる研修等の場で保健師が健康づくりに関する内容をテーマとした講習をする出前健康講座の開催なども継続して行い、加入者の健康意識の醸成を図るためのきめ細やかな取組みを行ったほか、効率的な医療の実現に向けて、ジェネリック医薬品の使用促進等に積極的に取り組み、ジェネリック医薬品の使用割合については、医療保険全体の平均を上回る水準で推移しており、29年3月末で72.1%の実績をあげることができました。

情報提供・広報に関しては、船員の情報源としてインターネットより効果的と思われる紙媒体による情報提供を行うなど、きめ細やかな広報活動を実施したほか、船員保険として初めて、支部と合同で地方自治体等が開催するイベントに参加し、健康づくり等の取組みをPRするなど、広報の充実を図りました。

保健事業については、「船員保険データヘルス計画」の一環として、知見を有する外部の専門機関を活用し、レセプト等のデータ分析を行い健康課題を抽出するとともに、データベースを作成し、効果的な保健事業を推進していくための基盤強化を行いました。また、生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実施率の向上のため、受診環境を整え、利便性を高めることで、より多くの加入者に船員保険の生活習慣病予防健診を利用していただけるよう、船員保険生活習慣病予防健診及び特定保健指導の実施機関の増加に努め、実施機関は着実に増加しております。

福祉事業については、船員労働の特殊性に対応して、関係団体等の協力の下、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の円滑な実施に努めました。また、保養事業全般について、利用促進に向けた周知、広報の充実を図りました。なお、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、利用者数が伸びていない状況を踏まえ、利用促進を図るための改善策の検討、準備を行ったところであり、今後も更にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

これからも、船員労働の特殊性を十分に考慮した事業実施を図るとともに、各種指標の動向、中長期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めてまいります。

第3章 加入者数及び船舶所有者数の状況

1. 加入者、船舶所有者の動向

28年度末現在の被保険者数は58,031人であり、前年度末に比べて112人（0.2%）増加しています。被保険者のうち、疾病任意継続被保険者数は3,057人であり、前年度末に比べて50人（1.6%）減少しています。

被扶養者数は64,161人であり、前年度末に比べて1,681人（2.6%）減少しています。

加入者数は122,192人であり、被扶養者の減少が被保険者の増加を大きく上回ったことにより、前年度末に比べて1,569人（1.3%）減少しています。

28年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額額は411,999円であり、前年度に比べて8,926円（2.2%）増加しています。5年連続の増加となっています。

平均標準賞与月額額は600,527円であり、前年度に比べて3.2%増加しています。

船舶所有者数は5,619人であり、前年度末に比べて51（0.9%）減少しています。

【(図表 3-1) 加入者、船舶所有者等の動向】

(加入者：人、平均標準報酬月額：円、平均標準賞与月額：円)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
被保険者数	58,722 (▲2.1%)	58,231 (▲0.8%)	57,859 (▲0.6%)	57,750 (▲0.2%)	57,919 (0.3%)	58,031 (0.2%)
うち疾病任意 継続被保険者数	3,508 (▲6.6%)	3,557 (1.4%)	3,398 (▲4.5%)	3,221 (▲5.2%)	3,107 (▲3.5%)	3,057 (▲1.6%)
被扶養者数	73,468 (▲3.8%)	71,237 (▲3.0%)	69,288 (▲2.7%)	67,347 (▲2.8%)	65,842 (▲2.2%)	64,161 (▲2.6%)
加入者数	132,190 (▲3.0%)	129,468 (▲2.1%)	127,147 (▲1.8%)	125,097 (▲1.6%)	123,761 (▲1.1%)	122,192 (▲1.3%)
平均標準報酬月額	388,869 (▲0.2%)	390,432 (0.4%)	392,966 (0.6%)	398,897 (1.5%)	403,073 (1.0%)	411,999 (2.2%)
平均標準賞与月額	474,753 (0.5%)	496,987 (4.7%)	530,145 (6.7%)	563,481 (6.3%)	582,064 (3.3%)	600,527 (3.2%)
船舶所有者数	5,924 (▲1.3%)	5,819 (▲1.8%)	5,782 (▲0.6%)	5,729 (▲0.9%)	5,670 (▲1.0%)	5,619 (▲0.9%)

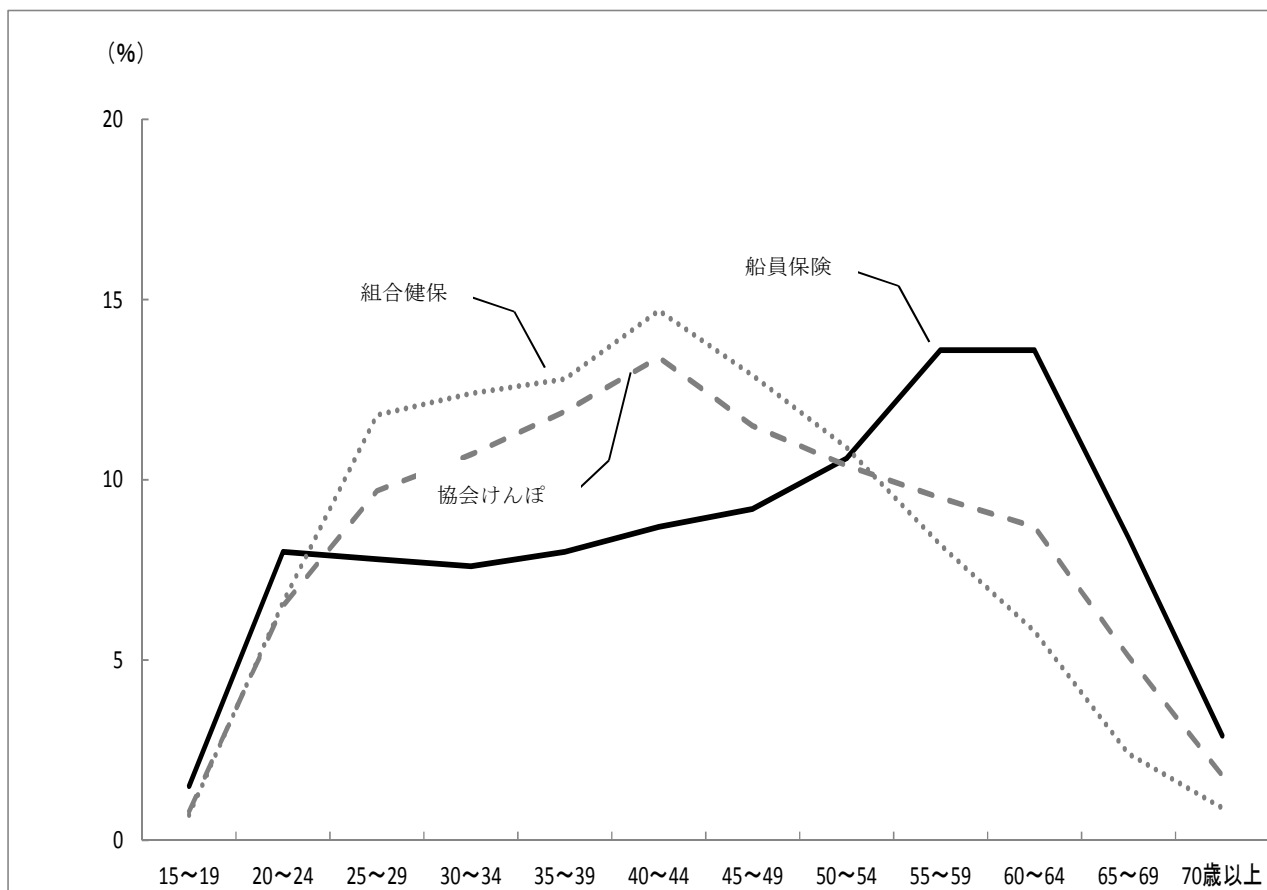
注) () 内は対前年度増減率です。

2. 被保険者の年齢構成

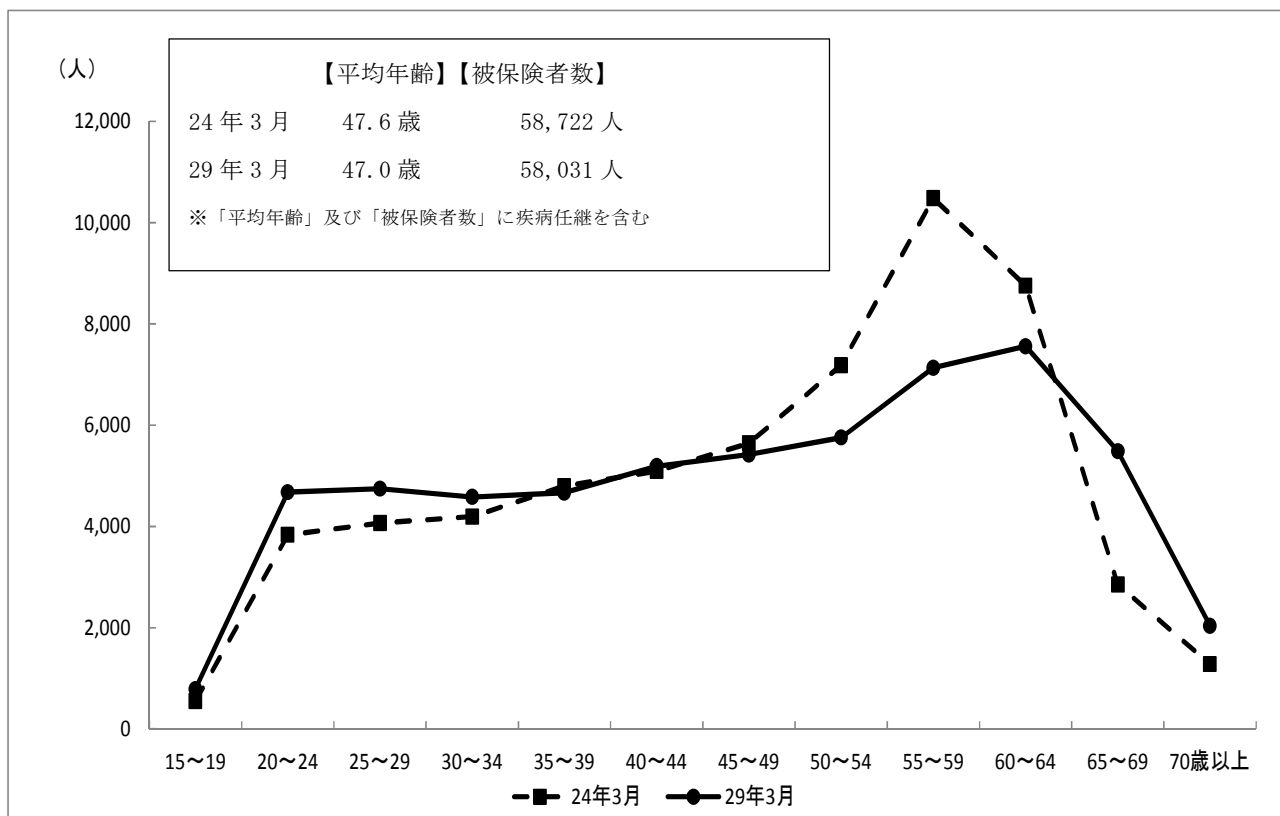
船員保険は、被用者保険の中では、1人当たりの医療費が比較的低額である20歳代から30歳代の被保険者の割合が少なく、1人当たりの医療費が高額となる50歳代から60歳代の被保険者の割合が高いという特徴があります。(図表 3-2 参照)

29年3月末における被保険者の平均年齢は、47.0歳であり、5年前の24年3月末における平均年齢が47.6歳であったのに比べ、若干若くなっていますが、50代以降の被保険者の構成割合が高い状況は変わっておらず、船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、この点に十分留意していく必要があります。(図表 3-3 参照)

【(図表 3-2) 制度別被保険者の年齢構成の比較 (27 年 10 月 1 日現在)】



【(図表 3-3) 被保険者の年齢階層別の推移】



第4章 医療費と保険給付費の動向

1. 医療費及び保険給付費（年金給付費を除く）の動向

28年度の医療費総額は約247億円であり、前年度に比べて1.5%増加しています。

このうち、医療給付費は約196億円であり、前年度に比べて2.0%増加しています。その内訳は、現物給付が約192億円（前年度に比べ1.9%増加）、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限る）が約4億円（前年度に比べて8.1%増加）です。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約29億円であり、前年度に比べて10.0%増加しています。

その結果、医療給付費にその他の現金給付費を加えた保険給付費（年金給付費を除く）は約226億円であり、前年度に比べて2.9%増加しています。

【(図表 4-1) 医療費と保険給付費（年金給付費を除く）の動向 [全体]】

(単位：百万円)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
医療費総額	24,573 (0.1%)	24,415 (▲0.6%)	24,037 (▲1.5%)	23,892 (▲0.6%)	24,304 (1.7%)	24,666 (1.5%)
医療給付費①	19,633 (1.4%)	19,411 (▲1.1%)	19,005 (▲2.1%)	18,894 (▲0.6%)	19,246 (1.9%)	19,626 (2.0%)
現物給付	19,157 (1.3%)	19,036 (▲0.6%)	18,621 (▲2.2%)	18,488 (▲0.7%)	18,888 (2.2%)	19,239 (1.9%)
現金給付費 (注1)	475 (5.1%)	375 (▲21.1%)	383 (2.2%)	406 (6.0%)	358 (▲11.9%)	387 (8.1%)
その他の現金給付費 (注2)②	2,992 (▲15.8%)	2,632 (▲12.0%)	2,687 (2.1%)	2,706 (0.7%)	2,666 (▲1.5%)	2,931 (10.0%)
①+②	22,624 (▲1.2%)	22,043 (▲2.6%)	21,692 (▲1.6%)	21,599 (▲0.4%)	21,911 (1.4%)	22,557 (2.9%)

注1)「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) () 内は、対前年度の増減率です。(以下、図表4-2から図表4-6についても同様)

加入者1人当たりで見ると、医療費総額は200,480円であり、前年度に比べ2.6%増加しています。6年連続の増加となっています。

このうち、医療給付費は159,518円であり、前年度に比べ3.1%増加しています。その内訳は、現物給付が156,375円（前年度に比べ3.0%増加）、現金給付費が3,144円（前年度に比べて9.4%増加）です。

また、その他の現金給付費は、23,825円であり、前年度に比べて11.2%増加しています。

保険給付費は183,343円であり、前年度に比べて4.1%増加しています。

【(図表 4-2) 加入者 1 人当たり医療費と加入者 1 人当たり保険給付費（年金給付費を除く）の動向 [全体]】

(単位：円)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
平均加入者数(人)	133,690	130,779	128,054	125,884	124,436	123,032
医療費総額	183,803 (3.3%)	186,691 (1.6%)	187,709 (0.5%)	189,794 (1.1%)	195,314 (2.9%)	200,480 (2.6%)
医療給付費 ①	146,851 (4.7%)	148,426 (1.1%)	148,411 (▲0.0%)	150,089 (1.1%)	154,662 (3.0%)	159,518 (3.1%)
現物給付	143,296 (4.6%)	145,558 (1.6%)	145,418 (▲0.1%)	146,863 (1.0%)	151,788 (3.4%)	156,375 (3.0%)
現金給付費 (注 1)	3,556 (8.5%)	2,868 (▲19.3%)	2,993 (4.3%)	3,226 (7.8%)	2,874 (▲10.9%)	3,144 (9.4%)

その他の現金給付費 (注 2) ②	22,377 (▲13.0%)	20,127 (▲10.1%)	20,984 (4.3%)	21,493 (2.4%)	21,421 (▲0.3%)	23,825 (11.2%)
----------------------	--------------------	--------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------

①+②	169,229 (1.9%)	168,554 (▲0.4%)	169,394 (0.5%)	171,581 (1.3%)	176,083 (2.6%)	183,343 (4.1%)
-----	-------------------	--------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

医療費及び保険給付費（年金給付を除く）のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表 4-3、図表 4-4 及び図表 4-5 のとおりです。

【(図表 4-3) 職務外の事由に関する給付】

(単位：百万円)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
医療費総額	22,714 (2.1%)	22,509 (▲0.9%)	22,208 (▲1.3%)	22,117 (▲0.4%)	22,602 (2.2%)	22,873 (1.2%)
医療給付費 ①	17,774 (4.1%)	17,504 (▲1.5%)	17,176 (▲1.9%)	17,119 (▲0.3%)	17,544 (2.5%)	17,833 (1.6%)
現物給付	17,340 (4.1%)	17,167 (▲1.0%)	16,814 (▲2.1%)	16,778 (▲0.2%)	17,219 (2.6%)	17,507 (1.7%)
現金給付費 (注 1)	434 (4.8%)	337 (▲22.2%)	362 (7.3%)	341 (▲5.9%)	325 (▲4.7%)	327 (0.5%)

その他の現金給付費 (注 2) ②	2,438 (▲4.7%)	2,230 (▲8.5%)	2,324 (4.2%)	2,369 (1.9%)	2,323 (▲1.9%)	2,562 (10.3%)
----------------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------

①+②	20,212 (3.0%)	19,735 (▲2.4%)	19,500 (▲1.2%)	19,488 (▲0.1%)	19,867 (1.9%)	20,395 (2.7%)
-----	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	------------------

注 1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付に限っています。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

【(図表 4-4) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位：百万円)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
医療費総額	1,653 (▲15.1%)	1,771 (7.1%)	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)
医療給付費 ①	1,653 (▲15.1%)	1,771 (7.1%)	1,709 (▲3.5%)	1,704 (▲0.3%)	1,628 (▲4.5%)	1,716 (5.4%)
現物給付	1,634 (▲15.1%)	1,735 (6.2%)	1,688 (▲2.7%)	1,640 (▲2.9%)	1,597 (▲2.6%)	1,656 (3.7%)
現金給付費 (注 1)	20 (▲12.9%)	36 (82.0%)	21 (▲41.6%)	64 (208.2%)	31 (▲51.9%)	60 (94.5%)
その他の現金給付費 (注 2) ②	138 (50.0%)	151 (9.7%)	129 (▲14.9%)	160 (24.0%)	188 (17.7%)	180 (▲4.3%)

①+②	1,791 (▲12.2%)	1,922 (7.3%)	1,838 (▲4.4%)	1,864 (1.4%)	1,816 (▲2.6%)	1,897 (4.4%)
-----	-------------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------

注 1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担額相当額の支払を含む）及び移送費に限っています。

(図表 4-5 についても同様)

注 2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金です。

【(図表 4-5) 経過的な職務上の事由による給付 (注 1)】

(単位：百万円)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
医療費総額	205 (▲40.3%)	136 (▲33.8%)	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)	76 (3.2%)
医療給付費 ①	205 (▲40.3%)	136 (▲33.8%)	120 (▲11.9%)	71 (▲40.8%)	74 (4.6%)	76 (3.2%)
現物給付	183 (▲44.1%)	134 (▲27.0%)	119 (▲10.9%)	70 (▲41.5%)	72 (3.4%)	76 (5.9%)
現金給付費	22 (39.2%)	2 (▲90.6%)	0 (▲81.9%)	1 (184.8%)	2 (81.8%)	0 (▲99.6%)
その他の現金給付費 (注 2) ②	416 (▲53.8%)	251 (▲39.8%)	234 (▲6.5%)	177 (▲24.5%)	154 (▲12.8%)	189 (22.6%)

①+②	621 (▲50.1%)	386 (▲37.8%)	354 (▲8.4%)	248 (▲30.0%)	228 (▲7.8%)	266 (16.3)
-----	-----------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	---------------

注 1) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、21 年 12 月以前の職務上の事由による傷病手当金や障害年金等の給付については、19 年の法律改正前の船員保険法に基づく給付であるため、経過的に協会から支給しているものです。

注 2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

2. 年金給付費の動向

28 年度の年金給付費は約 40 億円であり、前年度と比べて 2.2%減少しています。受給権者数は 2,212 人であり、前年度に比べて 0.8%減少しています。

【(図表 4-6) 年金給付費の動向】

(年金給付費：百万円、受給権者数：人)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
年金給付費 (注 1)	4,289 (▲4.8%)	4,277 (▲0.3%)	4,341 (1.5%)	4,238 (▲2.4%)	4,138 (▲2.4%)	4,046 (▲2.2%)
受給権者数 (注 2)	2,309 (▲0.1%)	2,283 (▲1.1%)	2,271 (▲0.5%)	2,250 (▲0.9%)	2,230 (▲0.9%)	2,212 (▲0.8%)

注 1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。なお、28 年度の年金給付費のうち、19 年雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく年金給付費は 7,770 万円であり、そのうち障害年金と遺族年金の年金給付費は 2,390 万円です。

注 2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者の合計です。なお、28 年度の受給権者のうち、19 年雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法に基づく受給権者数は 23 人となっています。

第5章 船員保険財政の動向と保険料率の決定

1. 平成28年度の決算の状況

28年度の決算では、船員保険の収入は約476億円、支出は約434億円であり、収支差は約42億円となりました。

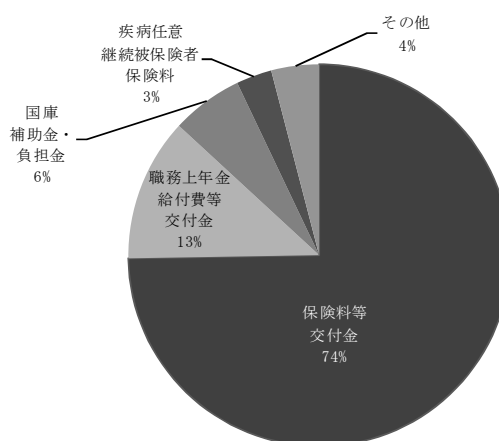
収入の主な内訳は、保険料等交付金が約356億円、疾病任意継続被保険者保険料が約13億円、国庫補助金・負担金が約30億円、職務上年金給付費等交付金が約58億円であり、この他に被保険者の保険料負担の軽減を図るための準備金からの取崩しが約16億円計上されています。

一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約267億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約99億円、介護納付金が約31億円、業務経費・一般管理費が約32億円となっています。

船員保険の財政状況は、近年比較的安定してきていますが、収入面においては、毎年度、準備金から一定額を取り崩すことを前提としていることや、加入者1人当たりの医療費が増加傾向にあること等を踏まえつつ、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を図っていく必要があります。

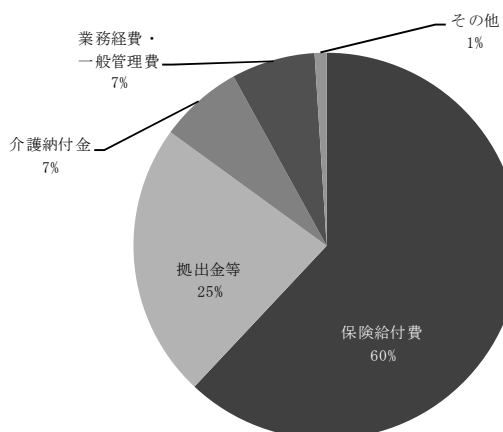
【(図表5-1) 28年度 船員保険勘定決算の収入の概要】

収入計	476億円
保険料等交付金	356億円
疾病任意継続被保険者保険料	13億円
国庫補助金・負担金	30億円
職務上年金給付費等交付金	58億円
その他	19億円



【(図表5-2) 28年度 船員保険勘定決算の支出の概要】

支出計	434億円
保険給付費	267億円
拠出金等	99億円
介護納付金	31億円
業務経費・一般管理費	32億円
その他	5億円



2. 平成 29 年度保険料率決定までの動き

(1) 船員保険料率のこれまでの状況について

船員保険事業が協会に移管されて以降、疾病保険料率については、24 年度、25 年度に上げを行いました。被保険者負担分については、19 年の法律改正時の特例措置において、「被保険者の負担を軽減するため必要があるときは、期間を定めて、準備金から繰入れを行うことにより、疾病保険料率から 0.5% までの範囲内で協会が定める率を控除することができる」と規定されていることから、被保険者負担分の引上げ率と同率を加えた控除率とすることにより、被保険者負担率を据え置いてきました。

船舶所有者負担分についても、疾病保険料率の引上げ率と同率の災害保健福祉保険料率の引下げを行うことで、船員保険の保険料率全体での負担率を据え置いてきました。(図表 5-3 参照)

【(図表 5-3) 保険料率の推移】

	21～23 年度	24 年度	25～28 年度
疾病保険料率	9.40%	9.80%	10.10%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
災害保健福祉保険料率	1.40%	1.20%	1.05%
船舶所有者負担分	1.40%	1.20%	1.05%
保険料率合計	10.80%	11.00%	11.15%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	6.10%	6.10%	6.10%

(2) 29 年度における保険料率の方向性 (28 年 11 月時点)

28 年 11 月 21 日に開催された第 33 回船員保険協議会において、次の i) ～ ii) の方向性について了承されました。

i) 疾病保険料率について

現時点では、近年、平均標準報酬月額が増加傾向にあること等の影響もあり、現行の保険料率を据え置いた場合、29 年度の単年度収支差は約 47 億円の黒字であり、中期的収支見通しにおいても 34 年度までは継続して黒字となる見通しです。(図表 5-4 参照)

【(図表 5-4) 28 年 11 月時点における収支見込み (疾病保険分)】

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

(現行保険料率を据え置いた場合の試算)

(単位:百万円)

		27年度 (決算)	28年度 28年8月時点での見直し	29年度 28年8月時点での見込み	備考
収入	保険料収入	29,721	30,462	30,857	疾病保険料率: 9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後) 被保険者負担軽減分: 0.5%
	国庫補助等	2,960	2,941	2,941	
	雑収入等	112	224	62	
	準備金戻入	1,565	1,580	1,601	
	計	34,359	35,208	35,462	
支出	保険給付費	19,885	19,774	19,838	【平成29年度基礎係数】 被保険者数 57,089人(▲0.1%) 加入者数 121,443人(▲1.4%) 平均標準報酬月額 417,479円(1.5%) 加入者1人当たり医療給付費 140,598円(1.5%) 注: ()内は対前年度比
	前期高齢者納付金	3,780	3,186	3,054	
	後期高齢者支援金	6,382	6,301	6,620	
	老人保健拠出金	0	0	0	
	退職者給付拠出金	654	434	427	
	病床転換支援金	—	0	0	
	保険給付等業務経費	68	86	86	
	レセプト業務経費	15	16	16	
	その他業務経費	17	33	33	
	一般管理費	437	545	545	
	雑支出等	115	117	118	
	計	31,354	30,492	30,738	
単年度収支差		3,005	4,716	4,724	
被保険者保険料負担軽減のための繰入額を除いた収支差		1,440	3,136	3,123	
準備金残高		24,263	27,400	30,522	
被保険者保険料負担軽減分		13,290	11,784	10,183	
被保険者保険料負担軽減分を除く		10,973	15,616	20,340	

船員保険の中期的収支見通し
(疾病部門)

(単位:百万円)

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
収入	保険料収入	30,749	30,784	30,816	30,862	30,941
	国庫補助等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	その他	1,653	1,655	1,657	1,659	1,664
	計	35,343	35,379	35,413	35,462	35,545
支出	保険給付費	20,217	20,614	21,055	21,551	22,069
	拠出金等	10,830	11,121	11,486	11,858	12,469
	業務経費等	797	796	795	794	795
	計	31,844	32,531	33,337	34,203	35,333
単年度収支差		3,499	2,848	2,077	1,259	212
被保険者保険料負担軽減のための繰入額を除いた収支差		1,908	1,254	481	▲ 339	▲ 1,391
準備金残高		32,430	33,685	34,166	33,827	32,436
被保険者保険料負担軽減分		8,592	6,999	5,403	3,805	2,202
被保険者保険料負担軽減分を除く		23,839	26,686	28,763	30,022	30,234

しかし、当該黒字は、収入において被保険者の保険料負担軽減のため、準備金から約 17 億円を繰り入れるとしたうえでのものであり、当該繰り入れを除くと、29 年度の収支差は約 31 億円に留まり、中期的収支で見た場合には、33 年度以降は単年度赤字となる見込みです。

さらに、

- ① 減少傾向にあった被保険者数について、若年層の増加等により 28 年度は対前年度比で微増となっています。将来の財政状況を大きく左右する被保険者数等、特に年齢構成の変化の動向を見極めるための期間が必要です。
- ② 医療費そのものは、高齢化の進展や医療の高度化等により、今後も増加していくことが見込まれます。近年の実績をみても、その幅にはバラつきがあり、今後も、予期せず医療費が急増するリスクがあります。

○加入者1人当たり医療給付費の推移					(単位：円)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医療給付費	129,995	132,703	131,928	133,381	138,430
(対前年度伸び率)	(+ 7.2%)	(+ 2.1%)	(△ 0.6%)	(+ 1.1%)	(+ 3.8%)

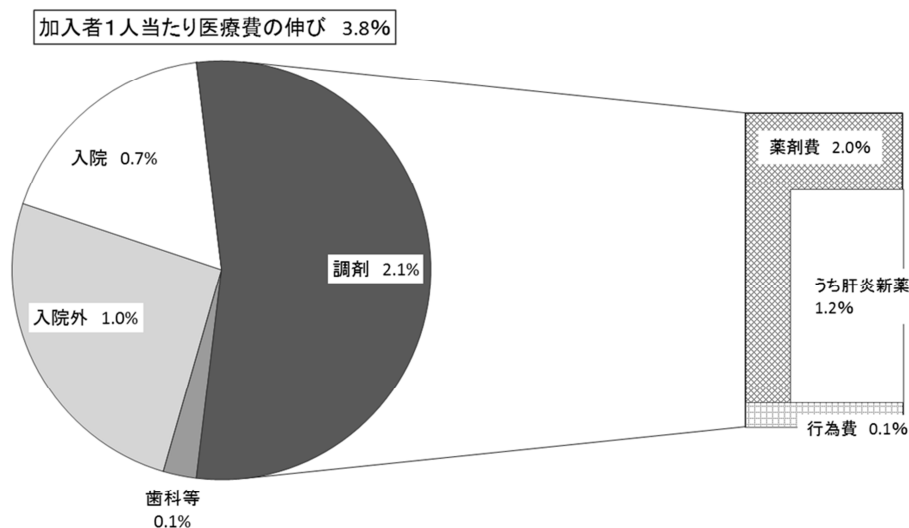
- ③ 27 年度の加入者 1 人当たり医療給付費が大きく増加した理由は、調剤が対前年度比で 1 割以上も急増したことによるものであり、そのうちの約半分は高額新薬の影響です。(図表 5-5 参照) 高額新薬は、今後も医療費急増の一因になる恐れがあります。

○27年度の加入者1人当たり医療給付費の対前年度伸び率の内訳

	全体	入院	入院外	調剤	その他(歯科等)
対前年度伸び率	+ 3.8%	+ 2.0%	+ 2.8%	+ 10.5%	+ 1.0%
(全体への寄与度)	-	(+ 0.7%)	(+ 1.0%)	(+ 2.1%)	(+ 0.1%)

【(図表 5-5) 平成 27 年度加入者 1 人当たり医療費の伸び(対前年度比)と診療種別等の寄与】

調剤の伸び 2.1%について、行為費・材料費・薬剤費別の寄与でみると、C 型肝炎新薬による薬剤費の伸びが 1.2%を占めています。



- ④ 拠出金は、他制度の医療費を負担するという性質上、その拠出額は国(診療報酬支払基金)から示されるものであり、協会において今後の拠出額を正確に見込むことは困難ですが、ベースとなる医療費は他制度においても増加しており、特に、高齢化の進展に伴う後期高齢者の医療費は、今後、益々増加していくと考えられます。

○主な拠出金の推移

(単位：億円)

〔①前期高齢者納付金〕

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
概算額	46	46	46	44	40	39
(対前年度比)	(+ 3)	(+ 0)	(△ 0)	(△ 2)	(△ 4)	(△ 1)
精算額※	△ 3	△ 1	△ 5	△ 6	△ 8	△ 8
(対前年度比)	(△ 0)	(+ 2)	(△ 4)	(△ 2)	(△ 2)	(△ 0)
合計	43	45	41	38	32	31
(対前年度比)	(+ 3)	(+ 3)	(△ 4)	(△ 3)	(△ 6)	(△ 1)

〔②後期高齢者支援金〕

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
概算額	64	67	68	68	68	69
(対前年度比)	(+ 3)	(+ 2)	(+ 1)	(+ 1)	(△ 0)	(+ 1)
精算額※	△ 3	△ 2	△ 4	△ 5	△ 5	△ 3
(対前年度比)	(+ 2)	(+ 1)	(△ 2)	(△ 1)	(△ 1)	(+ 2)
合計	62	65	64	64	63	66
(対前年度比)	(+ 5)	(+ 3)	(△ 1)	(△ 0)	(△ 1)	(+ 3)

〔①+②〕

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
概算額	110	113	114	113	108	108
(対前年度比)	(+ 6)	(+ 3)	(+ 1)	(△ 1)	(△ 4)	(△ 0)
精算額※	△ 6	△ 3	△ 9	△ 11	△ 14	△ 11
(対前年度比)	(+ 2)	(+ 3)	(△ 6)	(△ 2)	(△ 3)	(+ 2)
合計	104	110	105	102	95	97
(対前年度比)	(+ 8)	(+ 6)	(△ 5)	(△ 3)	(△ 7)	(+ 2)
確定額	101	102	100	101	108	108
(対前年度比)	(△ 0)	(+ 0)	(△ 2)	(+ 1)	(+ 7)	(△ 0)

※拠出金は、当年度分を見込みにより概算納付し、2年後に確定額と概算額の差額を精算している。

⑤ 30 年度以降の診療報酬改定が及ぼす影響が不透明です。

以上のことから、船員保険の財政状況は、現時点では比較的安定してはいるものの、中長期的な観点から慎重な財政運営を図る必要があり、29 年度の保険料率は、現行と同率の 10.10% とします。

ii) 災害保健福祉保険料率について

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、29 年度の単年度収支差はほぼ均衡する見込みです。(図表 5-6 参照) また、一定の準備金を保有していることから、29 年度の保険料率は、現行と同率の 1.05% とします。

【(図表 5-6) 28 年 11 月時点における収支見込み(災害保健福祉保険分)】

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

(現行保険料率を据え置いた場合の試算)

(単位：百万円)

		27年度 (決算)	28年度 28年8月時点での見直し	29年度 28年8月時点での見込み	備考
収 入	保 険 料 収 入	3,193	3,282	3,329	災害保健福祉保険料率:1.05%
	国 庫 補 助	13	174	14	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	297	186	237	
	雑 収 入 等	58	138	21	
	計	3,561	3,781	3,601	
支 出	保 険 給 付 費	1,948	1,934	1,805	[平成29年度基礎係数] 被保険者数 58,319人(▲0.1%) 平均標準報酬月額 417,479円(1.5%) 注:()内は対前年度比
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	30	33	33	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	5	6	6	
	保 健 事 業 経 費	485	642	642	
	福 祉 事 業 経 費	431	608	563	
	そ の 他 業 務 経 費	5	9	9	
	一 般 管 理 費	306	1,071	502	
	雑 支 出 等	23	13	11	
計		3,233	4,314	3,571	
単 年 度 収 支 差		328	▲ 533	31	
準 備 金 残 高		17,765	17,232	17,262	

**船員保険の中期的収支見通し
(災害保健福祉部門)**

(単位:百万円)

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
収 入	保 険 料 収 入	3,320	3,323	3,328	3,334	3,342
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	219	208	198	188	179
	国 庫 補 助 等	14	14	14	14	14
	そ の 他	21	22	22	22	22
	計	3,574	3,567	3,562	3,559	3,557
支 出	保 険 給 付 費	1,840	1,877	1,914	1,955	2,004
	業 務 経 費 等	1,765	1,765	1,765	1,765	1,765
	計	3,605	3,642	3,680	3,720	3,769
単 年 度 収 支 差		▲ 31	▲ 75	▲ 118	▲ 161	▲ 212
準 備 金 残 高		17,231	17,156	17,039	16,877	16,665

(3) 29 年度における保険料率の決定

28 年 11 月の船員保険協議会での審議と同年 12 月に閣議決定された政府予算案を踏まえ、29 年 1 月 25 日に開催された第 34 回船員保険協議会に、29 年度の保険料率についての案(図表 5-7)を、当該保険料率を前提に再作成した収支見込み(図表 5-8)と併せて提出し、了承されました。

なお、当該保険料率案は、29 年 1 月 31 日に開催された第 82 回運営委員会の議を経て、厚生労働大臣に対して認可申請を行い、29 年 2 月 7 日付で認可されました。

【(図表 5-7)】

平成 29 年度船員保険の保険料率 (案)

以下のとおり、保険料率を 3 月分(4 月納付分)から変更する。但し、疾病任意継続被保険者については 4 月分(4 月納付分)から変更する。

(平成28年度)					(平成29年度)				
1. 一般保険料率					1. 一般保険料率				
(単位: %)					(単位: %)				
	被保険者 負担率	控除率(注)	船舶所有 者負担率	計		被保険者 負担率	控除率(注)	船舶所有 者負担率	計
疾病保険料率	4.55	0.50	5.05	10.10	疾病保険料率	4.55	0.50	5.05	10.10
災害保健福祉 保険料率	-		1.05	1.05	災害保健福祉 保険料率	-		1.05	1.05
合 計	4.55	0.50	6.10	11.15	合 計	4.55	0.50	6.10	11.15
※特定保険料率: 2.84%、基本保険料率: 6.76%					※特定保険料率: 2.86%、基本保険料率: 6.74%				
➢ 疾病任意継続被保険者 ⇒ 9.93%					➢ 疾病任意継続被保険者 ⇒ 9.93%				
(疾病9.60%(0.5%控除後) + 災害0.33%)					(疾病9.60%(0.5%控除後) + 災害0.33%)				
➢ 独立行政法人等被保険者 ⇒ 災害 0.33%					➢ 独立行政法人等被保険者 ⇒ 災害 0.33%				
➢ 後期高齢者医療被保険者 ⇒ 災害 0.88%					➢ 後期高齢者医療被保険者 ⇒ 災害 0.88%				
(注)被保険者保険料負担軽減措置による控除率である。					(注)被保険者保険料負担軽減措置による控除率である。				
2. 介護保険料率					2. 介護保険料率				
(単位: %)					(単位: %)				
	被保険者 負担率	船舶所有 者負担率	計			被保険者 負担率	船舶所有 者負担率	計	
介護保険料率	0.84	0.84	1.68		介護保険料率	0.795	0.795	1.59	

【(図表 5-8) 29 年 1 月時点における収支見込み】

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

(単位:百万円)

		27年度 (決算)	28年度	29年度	備考
収 入	保 険 料 収 入	29,721	30,566	31,002	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)
	国 庫 補 助 等	2,960	2,941	2,941	
	雑 収 入 等	112	223	62	
	準 備 金 戻 入	1,565	1,585	1,609	
	計	34,359	35,316	35,614	
支 出	保 険 給 付 費	19,885	20,360	20,397	【平成29年度基礎係数】 被保険者数 57,007人(▲0.3%) 加入者数 121,226人(▲1.5%) 平均標準報酬月額 420,064円(1.8%) 加入者1人当たり医療給付費 144,916円(1.4%) 注:()内は対前年度比
	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,780	3,182	3,067	
	後 期 高 齢 者 支 援 金	6,382	6,301	6,640	
	老 人 保 健 拠 出 金	0	0	0	
	退 職 者 給 付 拠 出 金	654	434	425	
	病 床 転 換 支 援 金	—	0	0	
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	68	86	86	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	15	16	17	
	そ の 他 業 務 経 費	17	33	37	
	一 般 管 理 費	437	545	614	
	雑 支 出 等	115	117	92	
	計	31,354	31,075	31,374	
単 年 度 収 支 差	年 度 収 支 差	3,005	4,241	4,240	
	被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 の た め の 繰 入 額 を 除 いた 収 支 差	1,440	2,656	2,631	
準 備 金 残 高	準 備 金 残 高	24,263	26,919	29,550	
	被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分	13,290	11,777	10,168	
	被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く	10,973	15,142	19,382	

船員保険の収支見込み(災害保健福祉保険分)

(単位:百万円)

		27年度 (決算)	28年度	29年度	備考
収 入	保 険 料 収 入	3,193	3,294	3,345	災害保健福祉保険料率:1.05%
	国 庫 補 助	13	174	11	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	297	186	280	
	雑 収 入 等	58	139	21	
	計	3,561	3,793	3,657	
支 出	保 険 給 付 費	1,948	1,918	1,828	【平成29年度基礎係数】 被保険者数 58,235人(▲0.3%) 平均標準報酬月額 420,064円(1.8%) 注:()内は対前年度比
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	30	33	33	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	5	6	6	
	保 健 事 業 経 費	485	642	683	
	福 祉 事 業 経 費	431	619	566	
	そ の 他 業 務 経 費	5	9	9	
	一 般 管 理 費	306	1,071	674	
	雑 支 出 等	23	13	8	
	計	3,233	4,309	3,807	
単 年 度 収 支 差		328	▲ 516	※ ▲ 150	
準 備 金 残 高		17,765	17,249	17,099	

※ 災害保健福祉保険分の 29 年度単年度収支差について、28 年 11 月時点ではほぼ均衡すると見込んでいたものが、29 年 1 月時点では約 1.5 億円の赤字になっているのは、船員保険システムの災害対策のための経費を一般管理費に新たに計上したことによるものであり、準備金を取り崩して対応することとした。

3. 船員保険勘定準備金の金銭信託について

船員保険の準備金については、22年6月から、その一部を金銭信託により運用してきました。

具体的には、四半期ごとに購入する約15億円の5年国債を償還日（満期）まで保有し、償還された資金で新たに5年国債を購入する、いわゆる国債の5年ラダー型持ちきり運用を行ってきました。

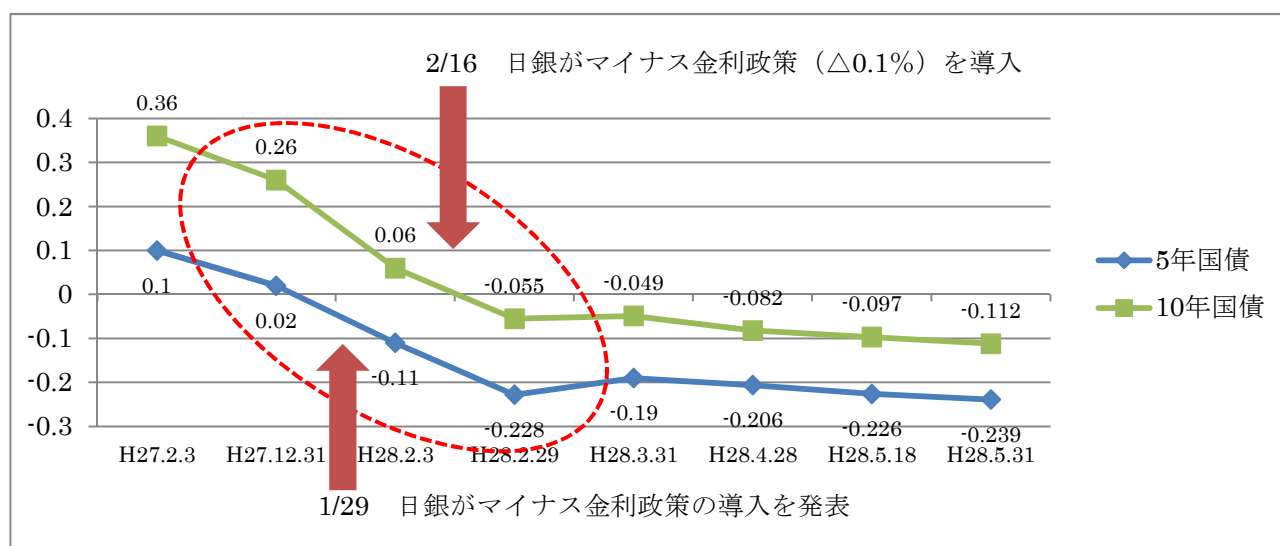
しかし、28年2月から導入された日銀のマイナス金利政策の影響により、国債の利回りがマイナスになり、同年3月に償還された資金で5年国債を購入し満期保有すると損失が発生する状況であったことから、当該資金について、金銭信託を一部解約しました。

また、国債の利回りの早期の回復が期待できない中、利回りが低下したことにより、保有している国債に約2.5億円の評価益（28年3月末時点）が出ていたのに対し、満期保有した場合に得られる今後の利息等の合計額が約1億円であったことから、保有している国債をすべて売却のうえ金銭信託を解約し、他の準備金と合わせて銀行預金により一元管理することとしました。

保有していた国債を28年5月18日に売却し、同月20日に金銭信託を解約しました。

国債を売却したことにより得られた実現益は、約2.6億円でした。

【(図表 5-9) 日銀のマイナス金利政策導入前後の金利動向】



第6章 船員保険事業の概況

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

保健事業について、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な実施を図るため、「船員保険データヘルス計画」を策定しています。

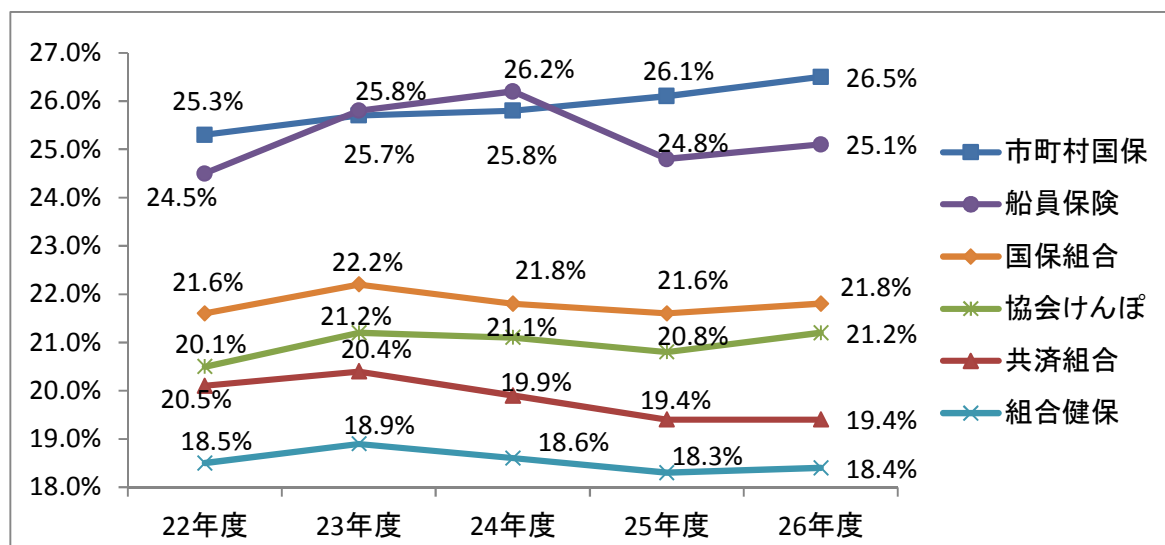
27年度から29年度までを計画期間とする第一期の「船員保険データヘルス計画」では、健診結果データ等の分析の結果、船員保険加入者の特徴として、①他の医療保険者に比べて、メタボリックシンドロームリスクの保有率が高いこと、②国民全体と比べて、喫煙率が高いことが確認されていることから、メタボリックシンドロームリスクの保有率及び喫煙率の減少を目指した取組みを柱としており、加入者に、健康診断等の受診、禁煙及び健康意識の醸成等の重要性を理解していただけるよう、船舶所有者や関係団体と協働して、健康づくりを積極的に支援することとしています。

計画期間2年目となる28年度は、健康情報冊子「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」（39ページ参照）を発刊するなど、メタボリックシンドロームリスクの保有率を減少させるための取組みを中心に実施しました。

加えて、船員保険の運営状況について理解を深めていただくとともに、船員保険をより身近に感じていただけるよう、情報提供や広報の充実に努めました。

また、加入者の負担を軽減し、効率的な医療の提供を図るため、ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組みを強化するとともに、医療費の適正化に向けて、レセプト点検の効果的な実施に努めました。

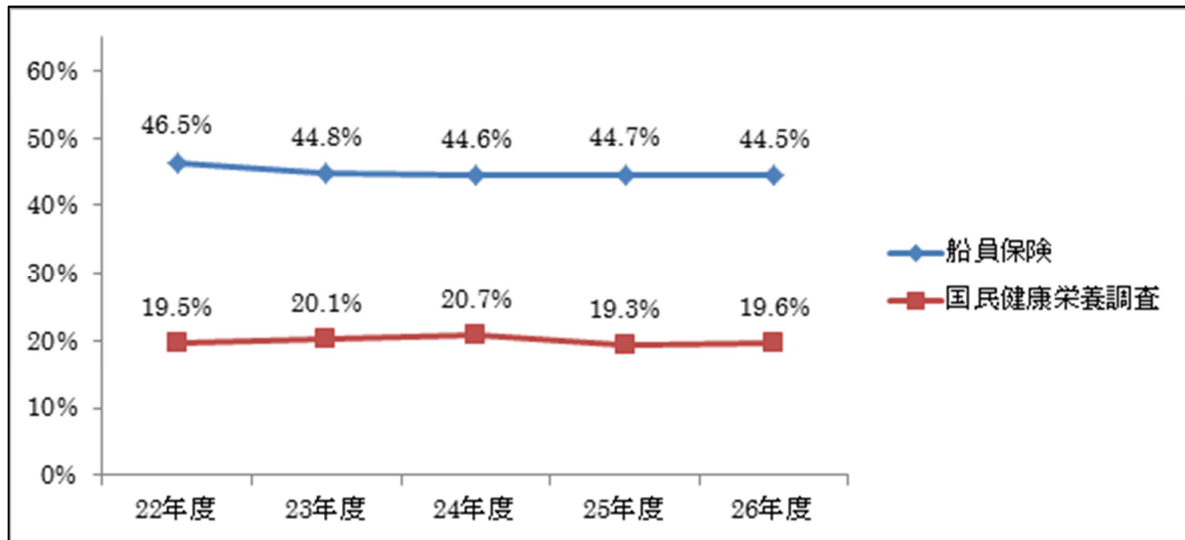
【(図表 6-1) 各医療保険者における特定健診受診者（男性）のメタボリックシンドローム該当者の割合】



《データ出典》22年度～26年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）

※船員保険については40～74歳の特定健診受診者（全体）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合
その他の保険者については40～74歳の特定健診受診者（男性）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合

【(図表 6-2) 国民全体と船員保険被保険者の喫煙率の比較】



《調査対象年齢》

国民健康栄養調査 (20歳以上の被調査者)
船員保険 (35歳～74歳の被保険者)

《データ出典》

国民健康・栄養調査
船員保険健診結果データ

(2) 情報提供・広報の充実

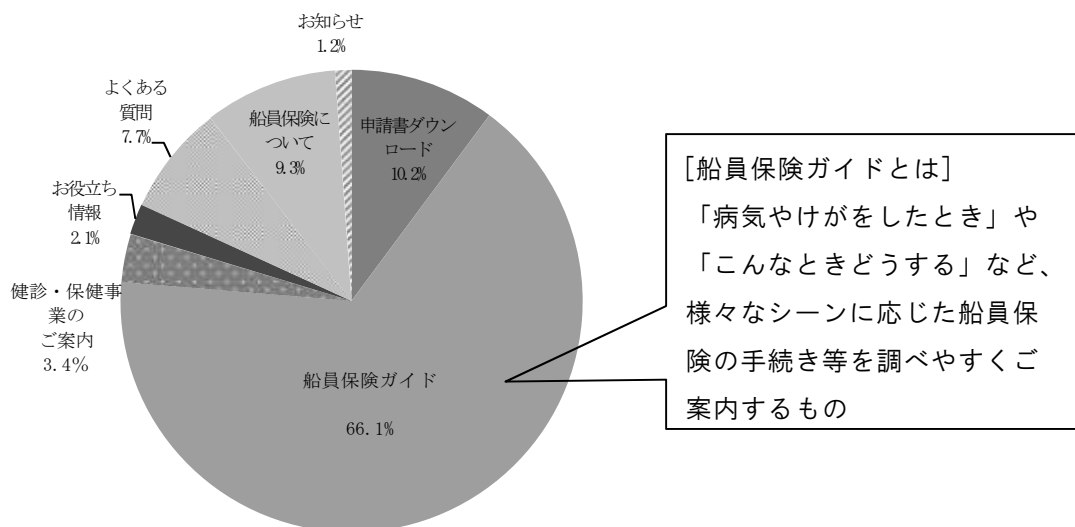
加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページやメールマガジン、関係団体の機関誌等を活用し、時宜を得た情報提供ときめ細かな広報活動に努めました。

ホームページの利用状況について、28年度の総アクセス件数は、992,086件（月平均で約83,000件）となっています。

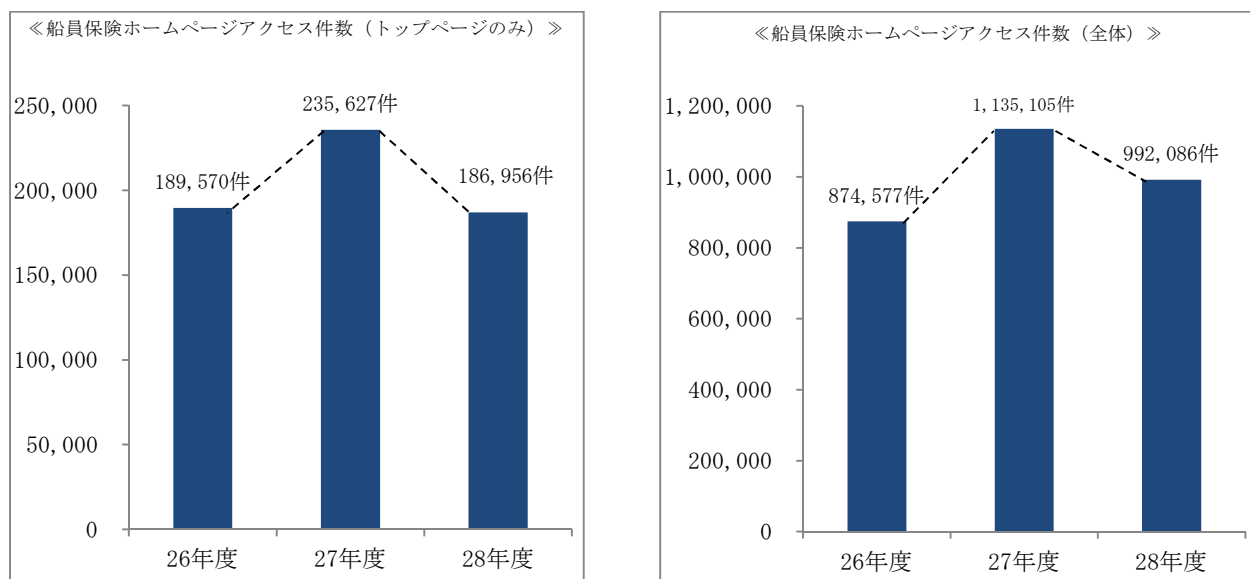
なお、アクセスの内訳は、船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「船員保険ガイド」が全体の66%を占めており、その中でも、具体的な場面ごとにおける船員保険の利用方法を説明した「こんなときどうする」のアクセス件数が多数でした。

また、その他にも、定期的に健康づくりに関する情報を掲載するとともに、無線医療助言事業や保養事業等の福祉事業に関することなど、加入者や船舶所有者に役立つ情報を提供しました。

【(図表 6-3) 船員保険ホームページの利用状況 [アクセスの内訳]】



【(図表 6-4) 船員保険ホームページアクセス件数 [28 年 4 月～29 年 3 月]】



メールマガジン会員数は、495 人（29 年 3 月末現在）となっており、28 年度においては、9 月から 3 月までの間に 8 回の配信を行いました。

メールマガジンは、27 年 6 月に発生した協会の職員端末の外部との不審な通信への対応に伴う協会と外部とのネットワーク遮断により、27 年 6 月以降その配信を一時休止していましたが、28 年 9 月に約 1 年 2 か月ぶりに配信を再開しました。

再開後、毎月、第一営業日を配信日として、加入者や船舶所有者へ、折々における船員保険の取組み、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。

メールマガジンは、加入者や船舶所有者と直接つながる有効なツールであり、外部ネットワークの再開後は、封筒にメールマガジン登録フォームに繋がる QR コードを載せるなど、新規登録件数の拡大に努めています。

また、28 年度には、広報に関するアンケート結果を踏まえ、紙媒体による広報の充実に努めました。具体的には、インターネットを利用されない加入者や船舶所有者を含め、幅広く広報を実施するため、次の i) から vi) までの取組みを行いました。

今後とも、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報を心がけ、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化してまいります。

i) 「船員保険のしおり」の配付

船員保険に加入された方へ保険証をお送りする際に、船員保険の給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を同封しました。

【船員保険のしおり（28年6月版）＜抜粋＞】

平成 28 年 6 月版

船員保険のしおり

病気やけがをされたときは、病院や診療所・薬局の窓口で、船員保険被保険者証を提示いただき、一定割合の自己負担をお支払いいただくことで、必要な医療等が受けられます。

なお、正常な妊娠・出産や美容整形、健康診断など病気とみなされない場合は、船員保険はご使用いただけません。

区分	窓口負担割合
義務教育就学前	2割
義務教育就学後 70歳未満	3割
70歳以上 (高齢受給者)	高齢受給者証でご確認ください

 **全国健康保険協会 船員保険部**
http://www.kyouseikaikenpo.or.jp/

▶ 船員保険の主な給付

高額療養費

- 月ごとの医療費の支払いが高額になったとき
自己負担限度額を超えた額が払い戻されます。

自己負担限度額 (70歳未満の方) (平成27年1月診療分から)

被保険者の所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額 83万円以上の方	252,600円 + (かかった総医療費 - 842,000円) × 1%
標準報酬月額 53万円 ~ 79万円の方	167,400円 + (かかった総医療費 - 558,000円) × 1%
標準報酬月額 28万円 ~ 50万円の方	80,100円 + (かかった総医療費 - 267,000円) × 1%
標準報酬月額 26万円以下の方	57,600円
被保険者が市区町村 民税の非課税者等	35,400円

限度額適用認定証

70歳未満の方の場合、医療費が高額になるときは、事前に「限度額適用認定証」の交付を受けていただき、病院等の窓口で提示いただくと、窓口負担を自己負担限度額までに軽減することができます。

なお、70歳以上の方は、高齢受給者証を提示いただければ、同様の効果がありますので、限度額適用認定証の申請は不要です。

療養費

- やむを得ない事情により自費で受診された場合や、治療のためにコルセット(治療用装具)を購入された場合など、立替払いをされたとき
保険診療を受けられた場合を基準に計算した額から、一部負担金相当額を差し引いた額が払い戻されます。

出産育児一時金

- 妊娠 85 日以後に出産されたとき
1児につき42万円(産科医療補償制度の対象とならない場合は40万4千円)が支給されます。

直接支払制度

出産育児一時金の金額までの出産費用については、被保険者と分娩機関で契約を交わされることにより、協会から分娩機関に直接支払いする制度があります。これにより、出産時にまとまった費用を用意いただく必要がなくなります。

葬祭料(費)、葬祭料付加金

- 加入者が亡くなったとき
被保険者が亡くなったときは、葬祭料と葬祭料付加金を合わせたものとして、標準報酬月額の2カ月分、被扶養者が亡くなったときは同1.4カ月分が支給されます。

亡くなった被保険者により生計を維持されていた方がいらっしゃる場合は、葬祭料として、上記金額の範囲内で葬祭を行われた方に葬祭にかかった費用が支給されます。

✉ メールマガジン登録者募集

全国健康保険協会船員保険部では、平成26年8月より、加入者や船舶所有者の皆様へ船員保険のお役立ち情報をお送りする「メールマガジン配信サービス」を行っています。

★ 登録はかんたん、船員保険のホームページから!

★ ご利用は無料(通信料は除く)です!

★ おトクな情報をいち早くお届けします!

- ・ 船員保険制度に関する最新情報
- ・ 保険給付申請のノウハウ
- ・ 健康づくりのお役立ち情報 など

船員保険 メールマガジン

しおりの内容等に関するお問い合わせは
全国健康保険協会船員保険部
〒102-8016
千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
電話 **0570-300-800**
または **03-6862-3060**
までお願いいたします。

▶ 船員保険の疾病任意継続

退職により資格を喪失された場合であっても、一定の要件を満たされると継続して船員保険に加入いただけます。

疾病任意継続被保険者となるための要件

- 退職日までに、船員保険の被保険者期間(疾病任意継続被保険者の期間を含まない)が継続して2カ月以上あること
- 退職日の翌日から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に申請いただくこと

被保険者期間

疾病任意継続被保険者の加入期間は最長で2年間です。次の①から④いずれかに該当する場合を除き、任意に脱退できません。

- ① 加入された日から2年を経過したとき
- ② 就職されて、船員保険・健康保険又は共済の被保険者となられたとき
- ③ 保険料を期日までに納めていただけなかったとき
- ④ 後期高齢者医療制度に加入されたとき

保険料額

保険料は、退職時の標準報酬月額により決定され、全額本人負担となります。ただし、退職時の標準報酬月額が一定額以上の方には、保険料の上限があります。

なお、保険料額は、保険料率の変更等の場合を除き、原則として2年間変わりません。

▶ 被保険者証についての留意点

- 受診の際は、毎回必ず医療機関に被保険者証をご提示ください。
- 職務上や通勤途上の病気、ケガについては、船員保険はご使用いただけません。(労災保険が適用されます)
- 柔道整復師(整骨院・接骨院)による治療は、船員保険の対象となる場合としない場合があります。(日常の疲労・肩こりの解消を目的とした利用などには、船員保険はご使用いただけません。)
- 退職等により被保険者資格を喪失された場合は、被保険者証をお勤め先(※)にご返却ください。(被扶養者がいらっしゃる場合は被扶養者分の被保険者証もご返却ください。)
- 被扶養者の方が就職等の理由により被扶養者でなくなった場合は、速やかにお勤め先(※)にお申し出いただき、被保険者証をご返却ください。

※ 疾病任意継続被保険者の場合は、被保険者証を直接、全国健康保険協会船員保険部にご返却ください。

【ご注意ください】
退職された日の翌日以降(被扶養者の場合は被扶養者でなくなった日以降)、被保険者証は使用いただけません。使用された場合、後で医療費を返還いただくことになります。

配付内訳

被保険者 (被扶養者)	約 37,400 部
疾病任意継続被保険者 (被扶養者)	約 10,100 部
合 計	約 47,500 部

ii) 「船員保険通信」の作成・配布

加入者及び船舶所有者に、船員保険の運営状況や決算状況等をできるだけわかりやすくお伝えし、船員保険を身近に感じていただくためのリーフレット「船員保険通信」を作成し、28年9月に全ての被保険者及び船舶所有者にお送りしました。

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

旅行代理店の契約宿泊施設を利用した宿泊補助事業のご案内

旅行の際、お1人につき1泊3,000円の補助が受けられます。

船員保険通信

平成27年度の決算および事業のご案内

全国健康保険協会船員保険部では、船員保険の加入者の皆さまに船員保険を身近に感じていただくため、毎年1回、「船員保険通信」を発行しております。

27年度の決算状況、船員保険事業及び関連する情報を加入者の皆さまにお届けします。

もくじ

- ・1ページ——27年度を振り返って
- ・2ページ——27年度決算、被保険者の状況
- ・3～4ページ——27年度の船員保険事業の概況
- ・5ページ——船員保険の保険給付について
- ・6ページ——全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

27年度を振り返って

全国健康保険協会が船員保険事業の運営を担うようになってから7年目に入りましたが、関係者の皆さまのご協力とご支援をいただいて、安定した事業運営を実施しています。

27年度は、加入者のメタボリックシンドロームの保有率及び喫煙率の減少を2大目標として26年度に策定した「船員保険データヘルス計画」の初年度の取組みを着実に効果的に実施するとともに、ジェネリック医薬品の更なる使用促進やレセプト点検の強化などの医療費の適正化に向けた取組みを引き続き実施するなど、保険者機能の発揮・強化に向けた取組みを総合的に推進してまいりました。

また、船員労働の特殊性を踏まえた、無線医療助言事業や洋上救急医療支援事業、保養事業等の福祉事業についても、着実に実施してまいりました。

今後は、こうした取組みに加えて、これまで以上に加入者の皆さまの健康づくりを積極的に支援し、その結果として、医療費の支出が必要最小限となるよう努力してまいります。

また、関係団体等の皆さまのご協力をいただきながら、船員保険が、加入者や船舶所有者の皆さまにとってより身近な存在となり「船員保険の加入者で本当に良かった」と喜んでいただけるよう、引き続き、様々な取組みを進めてまいります。

今後とも、皆さまからのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

内泊施設をご利用する際、船員保険は沿電話にてご予約ください。の加入者」であることを旅行代理店にお伝え補助の対象となりませんのでご注意ください。

1(4月から翌年3月までの間)お1人につき2泊いご利用方法等については、船員保険部まで

ませんか？

船員保険財政の改善にもつながること

です。

事の有効成分で作られたお薬

有効成分を利用して開発しますので、

うには？

3種類のお薬が出ていますね。2種類はジェネリック医薬品に変更できますよ。

い場合もあります。ことができます。

富士見2-7-2 ステージビルディング14階
0-800(市内通話料金)
-3060(IP電話・PHSの方)

配布内訳

被保険者	約 58,500 部
船舶所有者	約 4,500 部
合 計	約 63,000 部

iii)「船員保険のご案内」の作成・配布

新たに船員保険制度に加入された方等への情報提供を目的として、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を作成し、協会支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所に備え置き、制度の周知・広報に努めました。



配布内訳

協会支部	約 2,100 部
労働基準監督署	約 5,500 部
年金事務所	約 3,100 部
合 計	約 10,700 部

iv) 送付物への広報チラシの同封

年間を通じて、加入者や船舶所有者に様々なご案内や通知等をお送りしていますが、その際に、船員保険をご利用いただく上で知っていただきたい各種情報を広報チラシにまとめ、ご案内等に同封しています。

加入者には、「ジェネリック医薬品軽減額通知」、「医療費のお知らせ」、「一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子」等をお送りする際に、健診事業や保養事業のご案内、下船後の療養補償の使用方法等に関する広報チラシを同封し、その周知に努めました。

また、船舶所有者には、日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から送付する保険料納入告知書に毎月、船員保険に関するチラシを同封する取組みを開始し、船舶所有者へ定期的に情報提供を行いました。

v) 関係団体の機関誌等による広報

関係団体に多大なるご協力をいただき、各団体の機関誌等において、時宜を得た、かつ、きめ細やかな情報提供、広報を実施しました。

28年度は、新たに船員災害防止協会を加えた8つの関係団体の機関誌等に70件掲載していただきました。(27年度の掲載件数は65件)

vi) 広報内容に関する意見の収集

効果的かつ効率的な広報を実施するため、「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」及び「一人ひとりの健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子」をお送りした際にアンケートはがきを同封し、加入者及び船舶所有者からの広報内容に関する評価やご意見等の把握に努めました。

これらのアンケート結果を踏まえ、加入者や船舶所有者の視点に立ったわかりやすい広報を心がけ、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化してまいります。

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の窓口負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、加入者に、

i) 「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りする

ii) 「ジェネリック医薬品希望シール」をお送りする

といった取組みを促進しました。また、ホームページや関係団体の機関誌等を通じ、ジェネリック医薬品に関する広報を実施しました。

i) ジェネリック医薬品軽減額通知

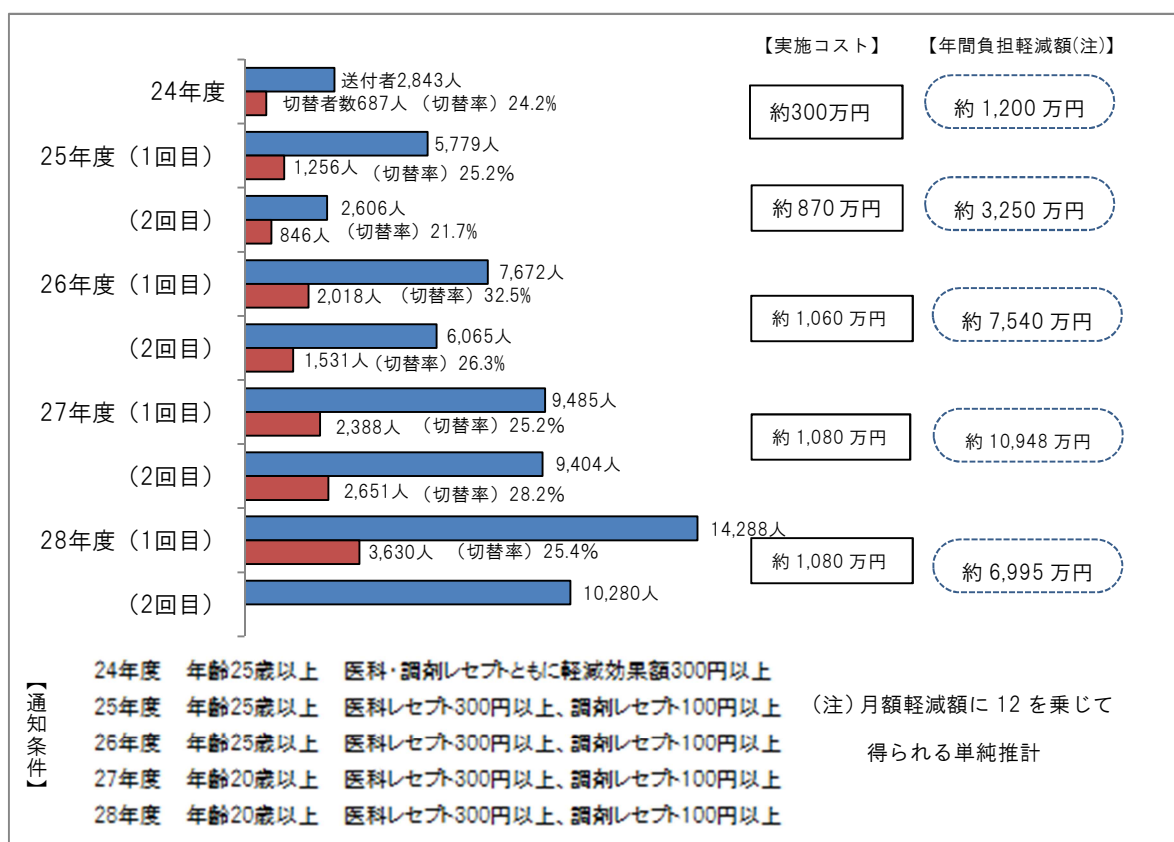
ジェネリック医薬品に切り替えた場合の窓口負担の軽減額をお知らせする取組みを実施しています。この取組みについては、毎年度、通知条件や通知対象レセプトを拡大するなどの実施方法の見直しを行い、費用対効果を勘案しつつより効果的に実施するよう努めています。

28年度は、通知対象レセプトを4か月分から6か月分へ拡大し、1回目のお知らせ（28年8月）を14,288人に、2回目のお知らせ（29年2月）を10,280人に、それぞれお送りしました。

医療費の軽減効果としては、28年9月時点では、1回目通知を送付した方のうち、25.4%に当たる3,630人の方がジェネリック医薬品に切り替えていただいたことから、1か月当たり約583万円（窓口負担分で約175万円、保険給付分で約408万円）の軽減が見込まれ、単純に推計すると年間約6,995万円の財政効果が得られたこととなります。28年度の2回目の実施結果については現在集計中であり、29年8月頃にまとまる予定です。

なお、被保険者に比べて使用割合の低い被扶養者の使用促進に向けて、被扶養者全体の過去の調剤レセプトデータの分析を行い、生活習慣病や慢性疾患の治療薬として服用されている主な先発医薬品を切り替えた場合の自己負担差額をまとめたリーフレットを被扶養者用に制作し、ジェネリック医薬品に関するさらなる周知に努めました。

【(図表 6-5) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施概要】



ii) ジェネリック医薬品希望シールの作成・配布

ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼りつけて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約80,000枚を配布するなどの取組みを進めました。

また、船員保険の活動内容を広く発信する取組みの一環として、地方自治体が開催するイベントに参加した際、健康づくりに関する冊子と併せて、「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行いました。

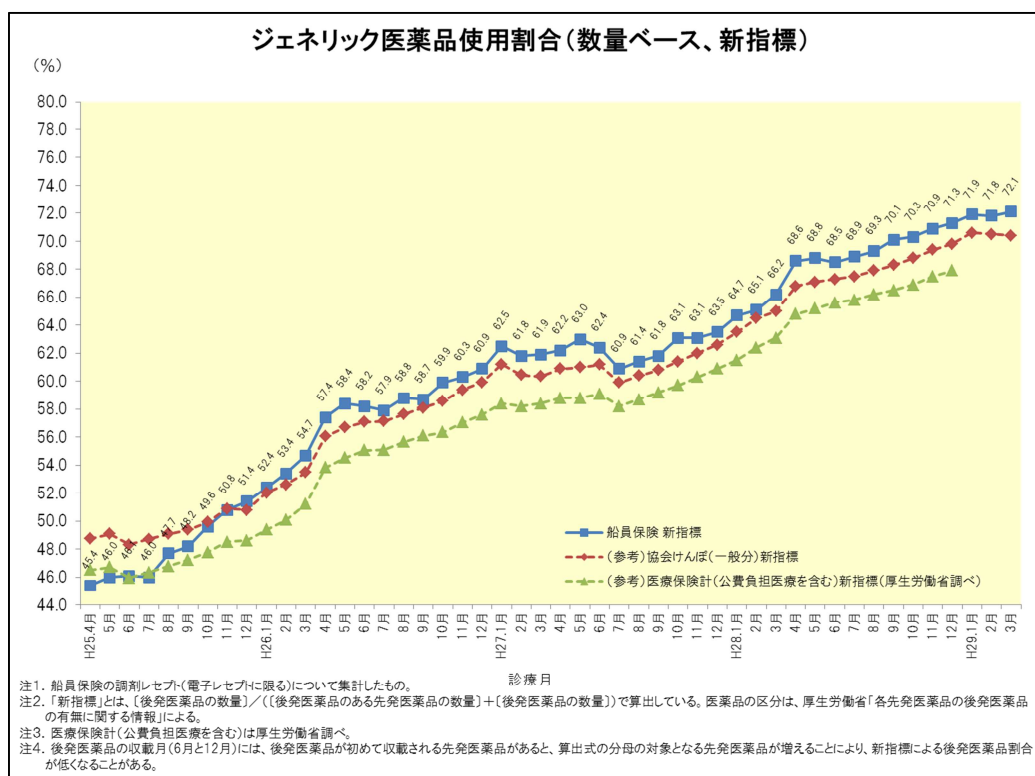
iii) ジェネリック医薬品の使用割合

ジェネリック医薬品の使用割合（新指標・数量ベース）は、前述した取組みを行った結果、新指標での算出が開始された 25 年度当初の約 45%から、この 4 年間に於いて大幅に増加しており、29 年 3 月時点では、72.1%に達しています。

この間、船員保険における使用割合は、医療保険全体の平均を上回る水準で推移してきました。「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（27 年 6 月閣議決定）の中で、「29 年央に 70%以上にするとともに、30 年度から 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上にする」という目標※¹が示されましたが、船員保険のジェネリック医薬品使用割合は 28 年 9 月以降 70%を超えており、29 年央に 70%以上とする国の目標を上回っています。引き続き、ジェネリック医薬品使用割合を 80%にするという目標を達成できるよう、ジェネリック医薬品の使用促進のための取組みを行ってまいります。（図表 6-6 参照）

※1 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（29 年 6 月閣議決定）においては、「32 年 9 月までに、後発医薬品の使用割合を 80%とし、できる限り早期に達成」することが示されました。

【(図表 6-6) ジェネリック医薬品の使用割合】



2. 保険給付等の円滑な実施

(1) 現金給付の支給状況

i) 職務外の事由による給付

職務外の事由による現金給付^(注1)の支給額(件数)は、図表6-7のとおりであり、高額療養費(償還払い)1億3,095万円(3,118件)、柔道整復施術療養費1億5,130万円(36,349件)、その他の療養費3,752万円(2,177件)、傷病手当金19億5,979万円(6,830件)、出産手当金954万円(23件)、出産育児一時金4億4,533万円(1,061件)となっています。

ii) 職務上の事由による上乗せ給付・独自給付

職務上の事由による上乗せ給付・独自給付^(注2)の支給額(件数)は、図表6-8のとおりであり、休業手当金1億8,016万円(1,133件)、行方不明手当金240万円(4件)、障害年金・遺族年金2,390万円(28年度末の受給権者数23人)、障害手当金・遺族一時金4,975万円(102件)となっています。

iii) 経過的な職務上の事由による給付

経過的な職務上の事由による給付^(注3)の支給額(件数)は、図表6-9のとおりであり、傷病手当金1億8,220万円(288件)、障害年金・遺族年金39億6,117万円(28年度末の受給権者数2,189人)、障害手当金・遺族一時金706万円(1件)となっています。

注1)「職務外の事由による現金給付」とは、職務外の事由による傷病を支給事由とする高額療養費(償還払い分)や療養費(下船後の療養補償に関するものは除く。)、傷病手当金等です。

注2)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、19年の法律改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当分)が労災保険に統合されたことに伴い、法律改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金や障害年金等が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

注3)「経過的な職務上の事由による給付」とは、21年12月以前における職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金や障害年金等であり、19年の法律改正前の船員保険に基づく給付であるため、経過的に協会から支給するものです。

【(図表 6-7) 現金給付の推移】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
職務外の事由による給付	高額療養費	件 数	11,726 (▲2.7%)	12,099 (3.2%)	13,770 (13.8%)	13,517 (▲1.8%)	14,182 (4.9%)	14,393 (1.5%)
		金 額	1,263,589 (1.1%)	1,304,672 (3.3%)	1,390,411 (6.6%)	1,389,036 (▲0.1%)	1,471,613 (5.9%)	1,587,157 (7.9%)
		1 件当たり金額	107,760 (4.0%)	107,833 (0.1%)	100,974 (▲6.4%)	102,762 (1.8%)	103,766 (1.0%)	110,273 (6.3%)
	現物給付分	件 数	9,349 (▲0.3%)	10,280 (10.0%)	10,564 (2.8%)	10,684 (1.1%)	11,393 (6.6%)	11,275 (▲1.0%)
		金 額	1,076,869 (3.7%)	1,182,406 (9.8%)	1,223,837 (3.5%)	1,243,250 (1.6%)	1,337,778 (7.6%)	1,456,213 (8.9%)
		1 件当たり金額	115,185 (4.0%)	115,020 (▲0.1%)	115,850 (0.7%)	116,366 (0.4%)	117,421 (0.9%)	129,154 (10.0%)
	現金給付分 (償還払い)	件 数	2,377 (▲11.0%)	1,819 (▲23.5%)	3,206 (76.3%)	2,833 (▲11.6%)	2,789 (▲1.6%)	3,118 (11.8%)
		金 額	186,720 (▲11.4%)	122,266 (▲34.5%)	166,573 (36.2%)	145,787 (▲12.5%)	133,836 (▲8.2%)	130,945 (▲2.2%)
		1 件当たり金額	78,553 (▲0.4%)	67,216 (▲14.4%)	51,957 (▲22.7%)	51,460 (▲1.0%)	47,987 (▲6.7%)	41,996 (▲12.5%)
	療養費	件 数	45,570 (28.0%)	40,858 (▲10.3%)	39,614 (▲3.0%)	38,561 (▲2.7%)	38,487 (▲0.2%)	38,526 (0.1%)
		金 額	245,163 (22.0%)	206,649 (▲15.7%)	192,549 (▲6.8%)	187,525 (▲2.6%)	184,829 (▲1.4%)	188,811 (2.2%)
		1 件当たり金額	5,380 (▲4.7%)	5,058 (▲6.0%)	4,861 (▲3.9%)	4,863 (0.1%)	4,802 (▲1.2%)	4,901 (2.1%)
	柔道整復施 術療養費	件 数	42,730 (29.7%)	38,492 (▲9.9%)	37,348 (▲3.0%)	36,486 (▲2.3%)	36,406 (▲0.2%)	36,349 (▲0.2%)
		金 額	198,850 (29.7%)	168,425 (▲15.3%)	155,733 (▲7.5%)	153,589 (▲1.4%)	151,862 (▲1.1%)	151,295 (▲1.4%)
		1 件当たり金額	4,654 (0.0%)	4,376 (▲6.0%)	4,170 (▲4.7%)	4,210 (1.0%)	4,171 (▲0.9%)	4,162 (▲0.2%)
	その他の療 養費	件 数	2,840 (6.8%)	2,366 (▲16.7%)	2,266 (▲4.2%)	2,075 (▲8.4%)	2,081 (0.3%)	2,177 (4.6%)
		金 額	46,313 (▲2.9%)	38,224 (▲17.5%)	36,816 (▲3.7%)	33,936 (▲7.8%)	32,967 (▲2.9%)	37,515 (13.8%)
		1 件当たり金額	16,307 (▲9.0%)	16,155 (▲0.9%)	16,247 (0.6%)	16,355 (0.7%)	15,842 (▲3.1%)	17,233 (8.8%)
	傷病手当金	件 数	6,308 (▲6.3%)	5,766 (▲8.6%)	5,864 (1.7%)	6,140 (4.7%)	6,075 (▲1.1%)	6,830 (12.4%)
		金 額	1,713,409 (▲9.0%)	1,578,803 (▲7.9%)	1,678,077 (6.3%)	1,711,061 (2.0%)	1,721,450 (0.6%)	1,959,789 (13.8%)
		1 件当たり金額	271,625 (▲2.9%)	273,812 (0.8%)	286,166 (4.5%)	278,674 (▲2.6%)	283,366 (1.7%)	286,938 (1.3%)
	出産手当金	件 数	17 (0.0%)	28 (64.7%)	24 (▲14.3%)	21 (▲12.5%)	6 (▲71.4%)	23 (283.3%)
		金 額	8,095 (▲19.5%)	10,022 (23.8%)	12,122 (20.9%)	12,620 (4.1%)	6,236 (▲50.6%)	9,539 (53.0%)
	出産育児一時金	件 数	1,163 (0.8%)	1,153 (▲0.9%)	1,145 (▲0.7%)	1,148 (0.3%)	1,114 (▲3.0%)	1,061 (▲4.8%)
		金 額	488,010 (0.9%)	483,630 (▲0.9%)	477,420 (▲1.3%)	480,176 (0.6%)	467,576 (▲2.6%)	445,332 (▲4.8%)

注) () 内は前年度増減率です(図表 6-8 及び図表 6-9 についても同様)。

【(図表 6-8) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円、受給権者：人)

			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
職務上の事由による上乗せ給付・独自給付	休業手当金	件 数	962 (38.8%)	1,071 (11.3%)	954 (▲10.9%)	1,060 (11.1%)	1,134 (7.0%)	1,133 (▲0.1%)
		金 額	138,035 (50.0%)	151,471 (9.7%)	128,935 (▲14.9%)	159,931 (24.0%)	188,299 (17.7%)	180,158 (▲4.3%)
		1 件当たり金額	143,488 (8.1%)	141,429 (▲1.4%)	135,152 (▲4.4%)	150,879 (11.6%)	166,049 (10.1%)	159,010 (▲4.2%)
	行方不明 手当金	件 数	18 (▲5.3%)	10 (▲44.4%)	28 (180.0%)	6 (▲78.6%)	8 (33.3%)	4 (▲50.0%)
		金 額	12,008 (49.8%)	5,290 (▲55.9%)	18,983 (258.8%)	5,762 (▲69.6%)	5,674 (▲1.5%)	2,404 (▲57.6%)
	障害年金	受給権者	1 (－)	1 (0.0%)	3 (200.0%)	3 (0.0%)	4 (33.3%)	10 (150.0%)
		金 額	1,449 (－)	3,469 (139.4%)	10,991 (216.8%)	7,331 (▲33.3%)	7,679 (4.8%)	9,294 (21.0%)
	遺族年金	受給権者	3 (－)	6 (100.0%)	7 (16.7%)	9 (28.6%)	13 (44.4%)	13 (0.0%)
		金 額	629 (－)	3,553 (465.3%)	3,530 (▲0.7%)	8,374 (137.2%)	16,760 (100.1%)	14,610 (▲12.8%)
	障害手当金	件 数	11 (175.0%)	26 (136.4%)	100 (284.6%)	144 (44.0%)	140 (▲2.8%)	98 (▲30.0%)
		金 額	4,842 (659.0%)	22,433 (363.3%)	38,766 (72.8%)	65,330 (68.5%)	65,796 (0.7%)	46,506 (▲29.3%)
	遺族一時金	件 数	6 (500.0%)	2 (▲66.7%)	7 (250.0%)	6 (▲14.3%)	11 (83.3%)	4 (▲63.6%)
		金 額	3,132 (205.3%)	1,890 (▲39.7%)	4,639 (145.4%)	7,965 (71.7%)	7,792 (▲2.2%)	3,240 (▲58.4%)

【(図表 6-9) 現金給付等の推移】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円、受給権者：人)

			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
経過した職務上の事由による給付	傷病手当金	件 数	1,025 (▲53.6%)	643 (▲37.3%)	495 (▲23.0%)	347 (▲29.9%)	318 (▲8.4%)	288 (▲9.4%)
		金 額	403,174 (▲54.6%)	244,589 (▲39.3%)	222,493 (▲9.0%)	165,805 (▲25.5%)	147,348 (▲11.1%)	182,202 (23.7%)
		1 件当たり金額	393,340 (▲2.2%)	380,387 (▲3.3%)	449,481 (18.2%)	477,823 (6.3%)	463,358 (▲3.0%)	632,646 (36.5%)
	障害年金	受給権者	532 (▲0.2%)	527 (▲0.9%)	512 (▲2.8%)	502 (▲2.0%)	488 (▲2.8%)	475 (▲2.7%)
		金 額	947,878 (▲3.4%)	949,808 (0.2%)	935,286 (▲1.5%)	903,808 (▲3.4%)	879,000 (▲2.7%)	838,103 (▲4.7%)
	遺族年金	受給権者	1,773 (▲0.3%)	1,749 (▲1.4%)	1,749 (0.0%)	1,736 (▲0.7%)	1,725 (▲0.6%)	1,714 (▲0.6%)
		金 額	3,212,915 (▲1.9%)	3,194,823 (▲0.6%)	3,208,598 (0.4%)	3,155,704 (▲1.6%)	3,145,020 (▲0.3%)	3,123,065 (▲0.7%)
	障害手当金	件 数	17 (▲73.4%)	11 (▲35.3%)	6 (▲45.5%)	6 (0.0%)	3 (▲50.0%)	1 (▲66.7%)
		金 額	76,671 (▲61.7%)	54,840 (▲28.5%)	29,382 (▲46.4%)	29,234 (▲0.5%)	7,325 (▲74.9%)	7,056 (▲3.7%)
	遺族一時金	件 数	－ (▲100.0%)	3 (－)	3 (0.0%)	3 (0.0%)	0 (▲100.0%)	0 (－)
		金 額	－ (▲100.0%)	23,443 (－)	43,867 (87.1%)	49,835 (13.6%)	0 (▲100.0%)	0 (－)

(2) サービス向上のための取組み

i) サービススタンダードの達成

船員保険給付に係る申請書の受付から振込までの期間について、10 営業日以内とすることをサービススタンダードと定め、サービスの維持・向上に努めています。

28 年度のサービススタンダードの達成率（10 営業日以内に振込むことができた割合）は、25 年度から引き続き、年度を通して 100%を達成することができました。また、振り込みまでの平均所要日数は 5.75 日でした。

保険証の発行に要する日数についても、28 年度の平均は船員保険部に必要な情報が届いてから 2.00 営業日（疾病任意継続被保険者分は 1.95 営業日）であり、目標指標である 3 営業日以内を達成しています。

ii) お客様満足度調査の実施

加入者のご意見を適切に把握し、サービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書をお送りする際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。（28 年 8 月～29 年 3 月実施、送付数 5,004 名、回答数 791 名）

全体の回答結果については、すべての項目で 27 年度より満足度が上昇しており、特に「職員の応接態度」は満足度が 95.8%と高い評価をいただきました。

【(図表 6-10) 28 年度お客様満足度調査結果（全体）】

指 標	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
事務処理に要した期間に対する満足度	75.1%	79.0%	80.0%	85.0%
手続き方法に対する満足度	85.7%	85.9%	88.4%	92.3%
職員の応接態度に対する満足度	91.9%	92.4%	95.5%	95.8%
サービス全体としての満足度	81.3%	83.5%	82.8%	88.6%

注）満足度とは、お客様満足度調査（アンケート）における回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合です。（回答の選択肢は、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の 4 肢となっています。）

【(図表 6-11) 28 年度お客様満足度調査 適用・給付（再掲）】

[保険証を送付した疾病任意継続被保険者の方（適用）]

指 標	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
事務処理に要した期間に対する満足度	70.7%	76.4%	71.5%	81.3%
手続き方法に対する満足度	84.3%	91.3%	90.5%	91.9%
職員の応接態度に対する満足度	93.9%	95.4%	95.0%	95.8%
サービス全体としての満足度	77.2%	82.0%	77.4%	84.4%

[傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付した方（給付）]

指 標	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
事務処理に要した期間に対する満足度	78.4%	80.6%	86.3%	87.0%
手続き方法に対する満足度	87.5%	82.4%	86.8%	92.5%
職員の応接態度に対する満足度	90.1%	90.3%	96.0%	95.8%
サービス全体としての満足度	84.4%	84.5%	86.8%	90.9%

※ 28 年度お客様満足度調査結果の詳細については、参考資料「平成 28 年度お客様満足度調査結果（船員保険）について」をご覧ください。

また、28 年度においては、お客様満足度調査（アンケート）の回答結果及びお客様からのご意見などを踏まえ、お客様満足度の向上に向け、船員保険部内に設置したサービス向上委員会において改善策を検討し、以下の取組みを行いました。

- ・ お客様満足度調査において「保険証が届くのが遅い」とのご意見が多数ありました。疾病任意継続被保険者の場合には、退職手続きが終わった後でないと保険証の発行ができないため、退職手続きの早期届出について、必要に応じて船舶所有者に依頼しました。

また、届出の早期処理について、日本年金機構本部を通じて、事務処理を行う年金事務所に要請を行いました。

なお、疾病任意継続被保険者の申出をいただいた際、退職手続きが終わっていないため、保険証の発行をすぐに行うことができないお客様については、その旨を記載した申請書の受付通知をお送りすることで、手続き状況を丁寧にお伝えする取組みを行いました。

- ・ 「申請書の記載方法がわかりにくい」とのご意見を受け、各申請書について、加入者が記載方法で迷うこと等がないよう、文言を追加するなどの見直しを行いました。

また、ホームページに、お客様からの問い合わせの多い事例等を掲載しました。

iii) 医療費のお知らせの送付

加入者に健康に対する意識を高めていただくとともに、船員保険事業の健全な運営に結びつけることを目的として「医療費のお知らせ」を作成してお送りしています。

28年度は、27年10月から28年9月までの診療報酬明細書（レセプト）を基に45,801件の医療費通知を作成し、船舶所有者を通じて加入者へお送りしました。

(3) 高額療養費制度の周知

限度額適用認定証を利用することによって医療機関の窓口で一時的に高額療養費相当額を負担する必要がなくなる高額療養費の現物給付化の仕組みについて説明したチラシを作成し、「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費のお知らせ」の送付時への同封や関係団体の機関誌等への掲載に加え、高額療養費の支給決定通知書の送付時にも同封し、現物給付化による支給手続きの簡素化のさらなる周知を図りました。

また、高額療養費が未申請の方には、あらかじめ、請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書をお送りする方式（ターンアラウンド方式）により支給申請の勧奨を行い、高額療養費の申請漏れの防止を図りました。

(4) 制度改正の周知

平成28年4月に改正された傷病手当金、出産手当金及び入院時食事療養費の改正内容について、加入者や船舶所有者に、ホームページや関係団体の広報誌等を通じて周知を図りました。

(5) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

職務上の事由による給付が労災保険に統合されたことに伴い、法律改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、船員保険に休業手当金、障害年金及び遺族年金等の職務上上乗せ給付（22年1月）が設けられました。また、福祉事業において、「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」^(注1)（24年4月）及び「経過的特別支給金」^(注2)（24年12月）が設けられました。

これらの支給を行うためには労災保険給付の受給者情報が必要であるため、厚生労働省から毎月、受給者情報の提供を受けています。当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行い、その円滑な支給に努めました。

28年度においては、未申請者に対して、職務上上乗せ給付について1,052件、休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について439件、経過的特別支給金について45件の申請勧奨を行いました。

また、職務上上乗せ給付である休業手当金については、添付書類の入手が困難等の理由で、申請勧奨後も未申請となっていたものが650件程あったことから、厚生労働省から情報提供を受けることにより添付書類を省略可能としたうえで再勧奨を行いました。

なお、経過的特別支給金については、29年3月31日までの間に支給事由が発生した者に支給することとしておりましたが、当分の間、支給を継続することとしました。

【(図表 6-12) 特別支給金の支給実績】

(単位:件、千円)

特別支給金名称		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
休業特別支給金	件数	487	470	571	508
	金額	79,388	72,700	100,457	88,985
障害特別支給金	件数	54	96	75	79
	金額	40,928	36,275	26,613	23,207
遺族特別支給金	件数	51	134	175	200
	金額	20,424	35,573	20,415	17,503
経過的特別支給金 (障害)	件数	41	58	48	39
	金額	27,220	17,505	17,514	21,930
経過的特別支給金 (遺族)	件数	22	14	11	2
	金額	35,034	35,633	32,192	2,521

注 1) 「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎日額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より 1 等級以上低い場合など、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注 2) 「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前 1 年間に於いて特別給与（賞与等）が支給されていないなど、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

(6) 保険給付等の業務の適正な実施

i) 現金給付の審査の適切な実施

傷病手当金等の現金給付の審査に当たっては、申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなどすることにより、適正な給付に努めました。

また、適用（制度への加入や報酬等）に関する不正請求が疑われるような案件については、日本年金機構へ照会しました。その結果、適正な届出であることが確認できたことから、船舶所有者への立入調査を必要とする申請はありませんでした。

ii) 下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償について、療養補償の対象となる範囲内での適正な受診がなされるよう、加入者には「医療費のお知らせ」をお送りする際に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」を依頼する際に、適正な受診に関するチラシを同封するとともに、「船員保険通信」への記載及び関係団体の機関誌等への掲載、更には、療養補償証明書による受診が多い医療機関（58 機関）へチラシを送付するなどの広報を行いました。

また、医療機関等から、療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプトの請求があった場合は、船舶所有者及び医療機関へ照会及び提出の督促等を行い、下船後の療養補償の利用の適正化に努めました。

【下船後の療養補償に関するチラシ(医療機関送付用)】

**「船員保険療養補償証明書」が提出されたら、
内容のご確認をお願いします。**

～保険医療機関の皆様へ～

**「下船後三月の療養補償」について
お知らせいたします。**

■「下船後三月の療養補償」とは？

船員保険の被保険者の方は、乗船中（原則として船舶内）にはじめて発生した職務上の病気やけがが医療機関を受診する際、「船員保険療養費証明書」を医療機関及び全国健康保険協会船員保険部に提出することにより、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3か月目の日の属する月の末日までの間に限り、保険診療分の費用について自己負担して受診することができます。

診療の際、被保険者から「船員保険療養補償証明書」の提出がありましたら、「職務上の事由」に「下船後3月以内」または「下3」と記載してレセプトの請求をいただくことで、診療報酬の10割をお支払いいたします。

ご承知おきください

■ 次の場合は「下船後三月の療養補償」の対象外です！
(職務外の取り扱いとなり、一部負担金が発生します)

- ◆ 乗船前から医療機関で治療をしていた病気やけがを下船後に治療する場合（治療中の病気が原因で乗船中に発症した疾病も同様に対象外です）
- ◆ 乗船中に発生した病気やけがで、既に療養補償証明書を使用して受診し、「下船後三月満了年月日」を過ぎてしまった場合
- ◆ 自宅などの船舶外で発生した病気やけがの治療
- ◆ 健康診断で見つかった病気についての精密検査、治療など
- ◆ 歯科での治療（1年以上継続して乗船中に発症した場合を除きます）

※ 職務上の病気やけがの場合は、労災保険の給付の対象となり、船員保険の「下船後三月の療養補償」の取り扱いにはなりません。
 労災保険へのご請求手続きをお願いします。



全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

[illegible]

28 年度の下船後の療養補償に関する広報実績

- 5月 「被扶養者資格の再確認」において船舶所有者にチラシを配付（約4,000枚）
7月 関係団体の機関誌及び納入告知書に記事を掲載
11月 「船員保険通信」に記事を掲載し、全船舶所有者及び被保険者へを配付（約6,400枚）
3月 関係団体の機関誌及び納入告知書に記事を掲載
「船員保険のご案内」に記事を掲載

iii) 柔道整復施術療養費の適正化

柔道整復施術療養費について、多部位・頻回受診等の申請に関して、対象の加入者に文書による照会を実施しました。また、その際に柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを配付するとともに、関係団体の機関誌等へのチラシの掲載による広報を行いました。

iv) 有識者会議の開催

放射線被ばくに係る旧船員保険の職務上給付の申請に関して、その給付決定を行うに当たり、放射線や医学等に関する専門的な意見を聴取するため、「船員保険における放射線等に関する有識者会議」を開催しました。

(7) レセプト点検の効果的な推進

健康保険におけるレセプト点検のノウハウを船員保険にも活用することにより、事務処理の効率化、円滑な実施を図るため、レセプト点検については、協会の東京支部において業務を行っています。

また、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化等を行い、点検技術の底上げを図りました。

内容点検における加入者1人当たりの診療内容等査定効果額は、27年度と比べ3.0%増加し137円となりました。

【(図表 6-13) 加入者1人当たり診療内容等査定効果額】

厚生労働省の 監査分を含む	加入者1人当たり効果額	厚生労働省の 監査分を除く	加入者1人当たり効果額
内容点検	137円 (133円)	内容点検	93円 (85円)

注) () 内は、27年度の数値です。

※ 左表「137円 (133円)」は、厚生労働省が保険医療機関等に対して行った監査・指導による査定効果額「44円 (48円)」を含む額であり、右表「93円 (85円)」は、当該査定効果額を除いた額です。

【(図表 6-14) 加入者1人当たりレセプト点検効果額】

	加入者1人当たり効果額
資格点検	2,548円 (2,273円)
外傷点検	228円 (325円)
内容点検	345円 (533円)

注) () 内は、27年度の数値です。

※ 「診療内容等査定効果額」とは、保険者のレセプト点検を経て社会保険診療報酬支払基金へ再審査請求がなされたレセプトのうち、社会保険診療報酬支払基金で査定され、保険者の支払金額が確定するものを集計したものであり、財政的な効果が確認できるものです。

これに対し、「レセプト点検効果額」は、社会保険診療報酬支払基金から医療機関へ返戻されて再度請求されるものも含まれ、財政的な効果としては全てを計上できるものではありません。26年度から目標指数としては、「加入者1人当たり診療内容等査定効果額」を採用しています。

(8) 被扶養者資格の再確認

被扶養者の資格喪失の届出が正しく提出されていない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるほか、加入者の人数によって算出される高齢者医療制度への支援金等の負担額が増えるなど、被保険者等の保険料負担に影響します。

このため、28年度においても、保険給付や高齢者医療制度への支援金等を適正なものとするため、「被扶養者資格の再確認」を船舶所有者のご協力を得て実施しました。

なお、確認に当たっては、被扶養者であった方が就職などにより勤務先で健康保険等に参加した場合の資格喪失の届出が未提出（二重加入）となっていないかを重点的に確認しました。

その結果、272人の被扶養者の資格喪失届出が未提出であることが確認され、これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への支援金等約1,598万円の適正化(削減)が図られました。

(9) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

具体的には、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後において保険証を返却されておらず、日本年金機構から一次催告が行われた後も返却されていない方に対して、二次催告および三次催告文書を送付しました。28年度の保険証回収率は96.3%となりました。(27年度は95.0%)

また、保険証の正しい使い方についての広報を関係団体の機関誌等に掲載したほか、資格喪失後受診等の返納金債権に係る納付案内時にも同様の広報チラシを同封するなど、保険証の誤使用防止に努めました。

なお、発生した債権については、文書等による催告を行い早期回収に努めたほか、支払督促等の実施などにより回収の強化に努めました。28年度の新規発生分返納金等債権の収納率は82.4%となりました。(27年度は76.9%)

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

保健事業をより効果的かつ効率的に実施していくため、加入者の健診結果データ等の分析に基づき、加入者におけるメタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率を減少させることを2大柱として、加入者の健康づくりに関する様々な取組みを推進、展開していくこととした「船員保険データヘルス計画」の実施2年目に当たる28年度は、外部機関等を活用し、加入者の健診結果データ・レセプトデータ等の分析体制の強化を図りました。

また、メタボリックシンドロームリスク保有率の減少を目的として、船員独特の勤務形態や生活実態を踏まえ、船内で実践できる健康づくりのノウハウを紹介する冊子「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」を作成し、加入者の健康づくりを支援しました。

i) レセプト・健診等データの分析体制の整備

データヘルス計画については、レセプトや健診等のデータの分析に基づいて健康課題を明確にし、課題解決に向けた目標を設定した上で業務を実施し、PDCA サイクルを回すことで効果的な保健事業を推進するよう求められています。

28年度は、健康課題の解決に向けての取組みを推進するため、①健診結果・レセプトデータ等の突合分析、データ分析、②当該分析によって確認される健康課題の整理、③課題に応じた効果的かつ効率的な保健事業の提案などについて、知見を有する外部機関を活用した分析体制の強化を図りました。

その中で、GIS（地理情報システム）を活用した分析等を行ったところであり、巡回健診のニーズの高い地域に優先的に健診車を配置するなど、当該分析結果を加入者の利便性の向上等に反映してまいります。

ii) メタボリックシンドロームリスク保有率の減少に向けた取組み

26年度の各保険者の特定健康診査・特定保健指導の実施状況によると、船員保険の加入者のメタボリックシンドロームリスク保有者の割合は他の医療保険加入者に比べて高くなっており、健保組合が18.4%なのに対して船員保険は25.1%と約4人に1人が該当しています。

メタボリックシンドロームは、腹部に脂肪がたまる内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質代謝異常のうち2つ以上に該当した人の病状であり、動脈硬化が進行して心臓病や脳卒中などを引き起こす危険性が高まります。

特に、航海中すぐに医療機関へかかることができない船員ほど、これらの生活習慣病にかかるリスクを減らす予防が大事であり、毎日の食事や運動、休養や睡眠などの基本的な生活習慣を健康なものにして病気にならないようにする一次予防、定期的に健康診断を受けて病気を早期に発見し早期に治療する二次予防に努め、自覚症状が少ない生活習慣病の発症リスクを事前に減らしていく取組みが必要になります。

船員の生活習慣について調査した「船員保険事業（健康づくりの支援）アンケート」結果によれば、船員の方が苦勞されている生活習慣上の課題は、「勤務時間が不規則」「食事の苦勞が多い」「ストレスが多い」が上位を占めていました。また、船舶所有者の方が回答された船員の健康の保持・増進を図るうえでの課題は、「運動不足」「食生活（栄養の偏り、大食）」「喫煙」「アルコール摂取」となっており、船員保険からの健康づくりの支援策は、「パンフレットや教材等の提供」を希望される方が多くなっていました。

これらのアンケート結果を踏まえ、船員の独特の勤務形態や生活実態を考慮して、船内で実践できる生活習慣病予防のノウハウを紹介する冊子「ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）」（図表 6-15 参照）を作成し、被保険者及び船舶所有者へ配付しました。

また、船員保険部のホームページにおいて、船員に向けた健康情報「注目！知っておきたい健康情報」（図表 6-16 参照）を約半年間にわたって連載するとともに、関係団体の皆様にご協力いただいて機関誌等に「船員のための健康情報」を掲載していただくなど、メタボリックシンドロームリスク保有率の減少に着目した健康情報の広報を実施しました。

【(図表 6 - 15) ヘルスコンパス（船員のためのやさしい健康づくり）】

● 船員のための健康づくり冊子 ●

発刊のお知らせ

このたび、全国健康保険協会船員保険部では、船員のメタボリスク保有率の減少を目的として、『ヘルスコンパス 船員のためのやさしい健康づくり』を発刊いたしました。

船員の独特の勤務形態や生活実態を踏まえ、船内で実践できる健康づくりのノウハウが詰まった冊子となっています。

ぜひご覧いただきまして、貴社における健康づくりの啓発にお役立てください。

仕様：A5判、100ページ、オールカラー印刷、体操DVD付き

全国健康保険協会船員保険部のホームページでも、本誌の一部と、船員向けの「健康体操」の動画を順次公開します。

内容充実の
100ページ！



船員のための
健康のキホン



健康的な生活習慣のポイント
や実践方法を、マンガやイラストなどでわかりやすく解説！

船員のための
絶品健康レシピ
& 健康体操



船内での調理に役立つ「絶品健康レシピ」と、船員のために考案した「健康体操」を紹介！

船員に知ってもらいたい
病気の知識



「メタボ」「肝機能障害」「COPD」「熱中症」など、船員が気をつけたい病気について掲載！

2016年8月

【(図表 6-16)「注目！知っておきたい健康情報」ホームページ掲載内容】

船員のための健康のキホン
【食事編】 ● 食事は“バランスよく”“適切な量を”食べましょう ● 消費カロリー > 摂取カロリー（船員さんは肥満が多いので注意！） ● 理想は1口30回噛む（「早食いをしている船員さんが多い！」） ● 野菜は残さず食べる（乗船中は野菜不足になりがち…） ● 塩分はなるべく減らす（船員さんは濃い味が好きな傾向あり！） ● 肉は控えめ、魚はたっぷり（船員さんは「中性脂肪」に注意！） ● 船のタイプ別！食生活のポイント
【運動編】 ● 日常的な運動で、健康でけがをしにくい体に ● 有酸素運動に取り組もう（肥満予防のために実践したい！） ● ウォーキングを毎日の習慣に（寄港地で、船内で、休暇中に…） ● 筋肉を鍛える（仕事で使う筋肉以外もトレーニング） ● あと10分多く体を動かす（船内でも積極的に実践を！） ● 船のタイプ別！運動のポイント
【休養編】 ● 肉体疲労はこまめに解消する（体を使う仕事だから、日頃からケアしたい） ● 「いつもと違う自分」に気づいて、対処（船という環境だからこそケアが大切） ● 「上質な睡眠」でしっかり休養（船舶事故の10%は「居眠り」が原因！）
【たばこ、お酒、歯のケア編】 ● 禁煙補助剤を使えば、自力の禁煙より成功率アップ！ ● お酒の適量はビールだと500mlまで（船員さんは飲みすぎの傾向アリ！） ● 「虫歯」と「歯周病」を予防する（定期的な治療が難しい人ほど、予防が大事）
船員のための健康レシピ&健康体操
● 絶品健康レシピ（これが船内でもできる“バランス”のとれた食事） ● 背反らし・背伸ばし体操（1か月で効果抜群！） ● カンタン3分体操（これで筋力・持久力アップ！）
船員に知ってもらいたい病気の知識
● メタボリックシンドローム（船員さんは“メタボ”に該当する人が多い！） ● 生活習慣病は重症化が怖い！（高血圧、高血糖、脂質異常症） ● 肝機能障害（船員さんには脂肪肝が多いので、早めの改善を！） ● 胃の疾患（実は胃の不調に悩む船員さんが多い！） ● COPD（船員さんは喫煙率が高いので、要注意！） ● 実は身近な病気！「がん」にご用心 ● 筋骨格系の疾患 腰痛、ひざ痛、肩の痛み（体を使う仕事だから注意したい！） ● 暑い中での業務に注意したい熱中症、乗船前も乗船中も注意したい感染症

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施体制等の強化

i) 第二期特定健康診査等実施計画（25 年度～29 年度）

医療保険の保険者は、加入者が、生活習慣病を予防し、将来にわたって健康に暮らすことができるよう、40 歳以上の方を対象に、毎年、メタボリックシンドロームの予防等に重点を置いた特定健康診査及び特定健康診査後の特定保健指導を実施し、その実施状況を翌年度の 11 月に国に報告することが義務付けられています。

厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針において 29 年度までに達成すべき実施率目標（新目標）が示されており、船員保険では、他の医療保険者における取組み等も参考としつつ、25 年 4 月に、新目標を 25 年度から 29 年度までの 5 年間にわたって達成できるよう、第二期特定健康診査等実施計画（図表 6-17 参照）を策定し、保健事業を推進しています。

【(図表 6-17) 第二期特定健康診査等実施計画における実施率目標】

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特定健康診査	40.7%	43.9%	50.7%	57.5%	65.0%
被保険者	60.5%	64.5%	72.5%	80.5%	90.0%
生活習慣病 予防健診	37.5%	38.5%	40.5%	42.5%	45.0%
手帳証明	23.0%	26.0%	32.0%	38.0%	45.0%
被扶養者	12.0%	14.0%	19.0%	24.0%	29.0%
特定保健指導	9.8%	12.7%	18.4%	24.1%	30.0%
被保険者	10.0%	13.0%	19.0%	25.0%	32.0%
被扶養者	5.0%	6.0%	7.0%	8.0%	10.0%

注) 被保険者に係る特定健康診査の実施率については、船舶所有者等から船員手帳の健康証明書データの提供があった方を「手帳証明」として含めています。

ii) 実施率向上に向けた取組み

船員保険では、被保険者数が 20 名以下の小規模船舶所有者が全船舶所有者の約 85% を占め、かつ船員の活動場所が広域に点在していることや、乗船中においては沿岸部を除いてインターネット等の利用も制限されることなどもあって、船員との接触が困難であり、効果的な特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという面があります。そのような背景を踏まえつつ、28 年度においても、特定健診の実施体制の拡充・工夫や健診未受診者への啓発活動を推進し、以下の取組みを行うことで、特定健診及び特定保健指導の実施率を引き上げるよう努めました。

① 健診実施機関等の増加

受診環境を整え利便性を高めることで、より多くの加入者に船員保険の生活習慣病予防健診を利用していただけるよう、協会けんぽの生活習慣病予防健診の実績があり、かつ地方運輸局の指定により船員手帳健康証明を行うことができる医療機関に対し、船員保険生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結を働きかけ、実施機関の増加に努めました。これにより、健診実施機関が着実に増加しています。（図表 6-18 参照）

【(図表 6-18) 生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
生活習慣病予防健診 実施機関	137	202	204	213	244
総合健診実施機関	8	98	99	106	128
特定保健指導実施機関	37	79	84	87	99

※件数は各年度末時点の状況です。

② 巡回健診を活用した利便性の向上

巡回健診は、これまで主に、被保険者の乗船スケジュールに合わせて漁協等を中心に実施していましたが、27年度から被扶養者が利用しやすいようにといった観点も取り入れ、駅周辺などでも実施しています。(図表 6-19 参照)

その際、健診を受診するきっかけとなるように、無料のオプション検査として血管年齢測定を実施しました。

【(図表 6-19) 巡回健診実施状況】

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施回数	314 回	315 回	330 回	352 回	346 回
受診者数	7,966 人	8,541 人	8,810 人	8,656 人	8,601 人

③ 船員手帳の健康証明書データの取得

被保険者の方は、船員法により、1年に1度必ず船員手帳に健康証明を受けることになっているため、生活習慣病予防健診を受診されなかった方に対し船員手帳の健康証明書データの提出をお願いし、よりの確に被保険者の健康状態を把握するよう努めています。

28年度においても、6月に3,324の船舶所有者に対し、27年度に生活習慣病予防健診を受診されなかった方の船員手帳の健康証明書データの提出をお願いする文書をお送りし、その後、8月に、文書による再依頼と電話による提出勧奨も行いました。

また、11月初旬に生活習慣病予防健診未受診者に対して受診勧奨文書を自宅へお送りする際にも、船員手帳の健康証明書データの提出をお願いしたほか、関係団体等にも本件に係る広報にご協力をいただきました。

④ 広報による取組み

ア. 広報活動

協会のホームページやメールマガジン、健診業務の委託先である船員保険会のホームページを活用した広報を実施するとともに、パンフレット「船員保険のご案内」においても健診・保健指導について取り上げ、協会支部、年金事務所及び労働基準監督署の窓口に置きました。

また、全ての被保険者及び船舶所有者にお送りする「船員保険通信」にも、健診・保健指導のご案内を掲載しました。

さらに、船員保険部で使用する封筒の裏面を活用した広報を通年で実施するとともに、被扶養者資格の再確認時に健診に関するチラシを同封したほか、関係団体の機関誌等を活用するなど、積極的な広報に取り組みました。

イ. パンフレット等の送付による健診案内

年度初めに、受診券及び健診の案内パンフレット等を船舶所有者（4,290）あてにお送りし、生活習慣病予防健診の対象となる被保険者（40,497人）に配付いただくようお願いしました。

また、特定健診の対象となる被扶養者（22,897人）に対しては、年度初めに、受診券及び健診の案内パンフレット等を被保険者の登録住所へ直接お送りしました。

疾病任意継続被保険者（3,080人）とその被扶養者（2,045人）に対しては、年度初めに受診券及び健診の案内パンフレット等を被保険者の住所（3,092世帯）あてにお送りしました。

ウ. 健診未受診者への勧奨

28年度中において、生活習慣病予防健診又は特定健診が未受診である加入者に対し、受診勧奨文書と、がんが身近な疾病であることを認識し、がん検診を受けていただくための「啓発チラシ」を10月末日にお送りしました。また船舶所有者にも同時期に「啓発チラシ」をお送りしました。

（船舶所有者 3,790、被保険者 26,949人、被扶養者 18,163人）

⑤ 特定保健指導の更なる強化

特定保健指導の実施については、健診と併せて実施している健診機関に加えて、新たに特定保健指導を全国で実施する外部事業者の活用を開始しました。外部事業者が持っているノウハウ等を活用し、未利用者への働きかけを船舶所有者を通じて行うなど、実施体制の強化に努めました。

iii) 28年度の健診等実績

28年度における生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実施率については、図表6-20のとおりです。

被扶養者には、特定健診の希望者に市町村が実施するがん検診との同時受診をお勧めしています。また、被扶養者も被保険者と同じように、がん検診の項目を含む生活習慣病予防健診を受けられるように25年度から見直した効果として、被扶養者の健診受診者数に占める生活習慣病予防健診受診者の割合は約62%を占めています。

なお、健診等実績の国への報告では、被保険者の健診について、図表6-20の「生活習慣病予防健診40～74歳」の件数に船舶所有者等から収集した船員手帳の健康証明書データの件数を加えるほか、年度途中で加入・脱退した方を除いています。

（参考）健康証明書データの件数を含めて国に報告した際の被保険者の健診実施率

〔平成26年度〕62.2% 〔平成27年度〕65.7%

【(図表 6-20) 生活習慣病予防健診を含む特定健診及び特定保健指導の実績 (速報値)】

		26 年度		27 年度		28 年度		27 年度比較増減	
			実施率		実施率		実施率	受診者数	実施率
生活習慣病予防健診 (被保険者の特定健診) 40～74 歳		(対象者) 38,525 人 (受診者) 13,823 人	35.9%	(対象者) 38,058 人 (受診者) 13,898 人	36.5%	(対象者) 37,577 人 (受診者) 13,893 人	37.0%	▲5 人	0.5%
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39 歳		(対象者) 4,588 人 (受診者) 2,042 人	44.5%	(対象者) 4,592 人 (受診者) 2,048 人	44.6%	(対象者) 4,572 人 (受診者) 2,071 人	45.3%	23 人	0.7%
特定健康診査 (被扶養者) 40～74 歳		(対象者) 24,979 人 (受診者) 3,910 人	15.7%	(対象者) 24,266 人 (受診者) 4,217 人	17.4%	(対象者) 23,366 人 (受診者) 4,166 人	17.8%	▲51 人	0.4%
特定保健指導 (被保険者)	初回 面談	(対象者) 3,981 人 (受診者) 736 人	18.5%	(対象者) 4,047 人 (受診者) 1,047 人	25.9%	(対象者) 4,107 人 (受診者) 806 人	19.6%	▲241 人	▲6.3%
	6 か月 後評価	528 人	13.3%	566 人	14.0%	605 人	14.7%	39 人	0.7%
特定保健指導 (被扶養者)	初回 面談	(対象者) 435 人 (受診者) 55 人	12.6%	(対象者) 448 人 (受診者) 67 人	15.0%	(対象者) 452 人 (受診者) 73 人	16.2%	6 人	1.2%
	6 か月 後評価	54 人	12.4%	62 人	13.8%	48 人	10.6%	▲14 人	▲3.2%

注 1) 健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中に受診した者を「(受診者)」としています。

注 2) 船員手帳の健康証明書データ取得分については、生活習慣病予防健診の実績(受診者)及び特定保健指導の母数(対象者)に含めていません。

(3) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

加入者の健康に対する意識の向上を図るとともに、健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進することを目的として、次の業務を実施しました。

i) オーダーメイドの情報提供冊子の配付

生活習慣病予防健診等を受診しても自らの健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供冊子を作成し、配付しました。

28 年度においては、生活習慣病予防健診又は特定健診を受診された方へ以下の 4 つの行動変容ステージにあわせた情報提供冊子を配付するとともに、船員手帳健康証明書データ（証明日が 28 年度ののものに限る。）の提供があった方についても同様に配付しました。

【行動変容ステージ】

ア. 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、すみやかに医療機関を受診いただきたい方

- イ．生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方
 ウ．糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方
 エ．糖尿病等の検査数値に問題がない方

【配付状況】 28年7月～29年3月に毎月送付
 約12,800部を被保険者宅へ直送。原則29年1月以降受診された方については、
 29年4月から6月までに送付。

【オーダーメイドの情報提供冊子】

船保太郎さん（58歳 男性）の健康バランスを見てみましょう。

このレーダーチャートは、あなたの健康のバランスを示しています。注意エリア、警告エリアにある健診項目は基準値を超えていますので改善が必要です。
 あなたがいま、改善すべき項目はどれでしょうか。

● あなた
 — 同世代・同性
 (出典：平成22年 特定保健指導の実施結果)

■ 現状維持ゾーンは、このまま維持してください。
 ■ 注意エリアは、生活習慣の改善が必要です。
 ■ 警告エリアは、すぐに医療機関での受診が必要です。

平成28年度健康情報冊子の送付について

いつも船員保険の事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

全国健康保険協会では、船員保険に加入されている皆さまの健康増進や生活習慣病の重症化予防を目的として、健診を受けられた方に本誌をお届けしています。

この「快体新書」は、あなたの健診結果にもとづきオーダーメイドで作成された**世界に1冊しかないあなただけの本**です。過去の健診結果の「おさらい」はもちろん、生活習慣病に関する知識や予防の重要性などについて、より深くご理解いただけるよう工夫を凝らした内容となっています。

本誌をご覧いただき、日々の健康づくりにご活用いただけると幸いです。

船保太郎さんの

船保太郎様

ゾーンにいます。

病気のリスク
有り

健診を心がけましょう

確認しますと、あなたは生活習慣病のリスクがあり、
 ます。
 すると心臓病や脳卒中などを引き起こす危険があり
 ますので、治療中断により症状が悪化しないよう継続

BMI	肥満の指数です。 体重÷身長÷身長で算出します。
中性脂肪	数値が高いと動脈硬化、低いと低βリポ蛋白血症などが疑われます。
LDL コレステロール	悪玉コレステロールと呼ばれ、高いと心筋梗塞や脳梗塞の危険性を高めます。
HbA1c (糖化ヘモグロビン)	過去1～2カ月の血糖の平均的な状態を反映します。
ヘマトクリット ヘモグロビン 赤血球	血液の状態です。貧血や多血症の有無をみます。
尿蛋白	腎臓障害により増えます。腎炎、糖尿病腎症などが考えられます。
眼底検査	目の病気のほか、高血圧や高脂血症などの動脈硬化性変化を判定します

- 45 -

ii) 船員手帳健康証明書データの提供者に対する健康づくり支援

28 年度中に受けた船員手帳健康証明書のデータを提供していただいた方のうち、上記ア～エに該当する方に、オーダーメイドの情報提供冊子を配付しました。また、過年度受診分の船員手帳健康証明書データを提供していただいた方（7,913 名）には、ご自身の健診結果に興味を持っていただくためのパンフレット「船員手帳でわかるあなたの健康」及び歯周病を予防することが生活習慣病の予防になること等、口腔ケアの重要性を解説したパンフレット「歯周病検診で健康づくり」を配付しました。

【船員手帳の健康証明書の見方に関するパンフレット】

船員手帳でわかるあなたの健康

健康証明書と照らし合わせてみましょう

健康証明書の結果を見れば、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の診断ができます。あなたの現在の健康状態を確認しましょう。

肥満度 (BMI) を確認
内臓脂肪の蓄積はさまざまな生活習慣病を引き起こす。心臓病や糖尿病、高血圧、脂質異常症、脂肪肝などの原因にもなります。

血圧 (BP) を確認
血圧は高くなるほど心臓や血管に大きな負担をかけ、脳卒中や心臓病などの原因になります。

肝臓病 (AST/ALT) を確認
肝臓の働きが弱くなると、肝臓や胆管に炎症が起きます。お酒の飲み過ぎが原因ではないので、注意が必要です。

あなたの数値にアドバイス 血圧

血圧の異常をチェックする検査です。血圧は高くなるほど心臓や血管に負担をかけ、脳卒中や心臓病などの原因になります。生活習慣の改善と血圧管理で発病を予防しましょう。

	収縮期血圧	拡張期血圧	医師の指導に従って、生活習慣の改善が必要となります。
※医師の指導に従って	140mmHg以上	または 90mmHg以上	※医師の指導に従って、生活習慣の改善が必要となります。
※医師の指導に従って	130～139mmHg	または 85～89mmHg	※医師の指導に従って、生活習慣の改善が必要となります。
※医師の指導に従って	130mmHg未満	かつ 85mmHg未満	
※医師の指導に従って	120mmHg未満	かつ 80mmHg未満	

※医師の指導に従っての方 → 医療機関を受診!

血圧がいつも高く、脳卒中や心臓病を心配する危険が高い状態です。とくに糖尿病、慢性腎臓病、心臓病(心臓や血管の病気)の人や右記のリスクを3つ以上持っている人は、早めの受診をおすすめします。

- 65歳以上
- 糖尿病
- 家族に高血圧(50歳未満)で心臓病を発病した人がいる

※医師の指導に従っての方 → 生活習慣の改善を!

血圧が高めの状態が続くと、望ましい血圧値の人と比べて、約1.5～2倍、脳卒中や心臓病に罹りやすくなります。下記「血圧を下げるためにできること」を参考に、血圧の改善に努めましょう。

※基準値の方 → 今後も健診を受けて、数値をチェック!

継続して健診を受けて数値の変化を確認しましょう。数値が基準値より高かったり、過去の数値と比べて悪化している場合は、今のうちから、食事・運動などの生活習慣を見直してください。

■血圧が高いとどうなる?

血管が傷つき動脈硬化が進む
血管のしなやかさがなくなり、血管が硬くなり、詰まりやすくなる

脳や心臓、腎臓などに障害が起きる
血流量が少なくなり、脳や心臓、腎臓などに障害が起き、脳卒中や心臓病、腎臓病、腎不全を発病する

■血圧を下げるためにできること

- 減塩する
太っている人や以前より体重が増えた人は、今の体重の40%未満を目指しましょう。減塩するときは野菜から食べ始め、よく噛んで食べるなど意識しましょう。減塩も減塩です。
- 減塩する
たばこは血圧を上昇させ、動脈硬化を促進するので、脳卒中などの発症リスクが高まります。禁煙外来や禁煙補助剤(ニコチンパッチなど)を利用し、上手に禁煙しましょう。
- 減塩する
お風呂の湯を熱く、調味料の代わりにレモンやスチールを摂取する。加工食品や惣菜を減らすなど、ムリなく減塩しましょう。
- カリウムをとる
カリウムには体内の余分な塩分を排出し、血圧を下げる働きがあります。野菜や海藻類を多く食べるようにしましょう。

船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、健診結果データに基づき、船舶所有者ごとの「健康度カルテ」を作成し、健診受診者（35 歳以上）が 20 名以上いる船舶所有者を中心に、郵送（100 件）又は訪問（16 件）による提供を行いました。

28年度は、喫煙率の高い船舶所有者へ「健康度カルテ」を送付するとともに、喫煙が健康に及ぼす影響や禁煙の効果、職場等における喫煙対策等について取りまとめた冊子「乗組員の健康のこと、考えてみませんか？」を同封し、禁煙に対する意識の醸成を図りました。

【「健康度カルテ（訪問用）」内容イメージ】



iv) 出前健康講座の開催

船員が研修や会合等で集まる機会に保健師を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う、いわゆる「出前健康講座」の取組みを積極的に実施しました。

講習のテーマは、メタボリックシンドローム対策や生活習慣病（特に糖尿病や高血圧など）の予防など様々ですが、船舶所有者や参加される被保険者等のご希望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなる内容を選定しています。

船員災害防止協会のご協力もあり、9月の船員労働安全衛生月間を中心に、年間で26回開催し、1,114名に講習を受けていただくことができました。

【(図表 6-21) 出前健康講座実施状況】

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実施回数	2 回	11 回	11 回	32 回	26 回
参加人数	91 名	451 名	367 名	1,526 名	1,114 名

v) 地方自治体・関係団体等が開催するイベントへの参加

船員保険として初めて、直接加入者等と接する機会を設けるため、支部と合同で地方自治体等が開催するイベントに参加し、健康づくり等の取組みをPRしました。(図 6-22 参照)

また、船員災害防止協会と連携し、船員労働安全衛生月間において、船員の健康づくりに関するセミナーを開催し船舶所有者等の健康づくりの支援を行いました。(図 6-23 参照)

【(図表 6-22) 地方自治体等へのイベント参加状況】

	日時	出展ブース	出展ブース来場者数	連携支部
久慈みなと・さかなまつり	7 月 31 日 (日)	血管年齢測定 肌年齢測定	約 250 名	岩手支部
八戸市環境・健康フェスタ	9 月 25 日 (日)	肺年齢測定 肌年齢測定	約 360 名	青森支部

【(図表 6-23) 関係団体等へのセミナー開催状況】

	日時	テーマ	参加人数
船員災害防止大会 (和歌山)	9 月 5 日 (月)	歯科セミナー・歯科検診	約 30 名
船員災害防止大会 (北陸信越)	9 月 12 日 (月)	船員のメンタルヘルスセミナー	約 70 名
船員災害防止大会 (四国支部)	9 月 15 日 (木)	運動セミナー (腰痛・肩こり対策など)	約 80 名

4. 福祉事業の着実な実施

28 年度においても、船員労働の特殊性に対応した、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院）に、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会に、また、保養事業等については、一般財団法人船員保険会等にそれぞれ業務委託し、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生向上を図りました。

更に、28 年度においては、保養事業全般について、加入者や船舶所有者等へ「船員保険通信」及び「船員保険のご案内」等において周知するなど、広報に努めました。

なお、旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業について、その利用者数が見込み数を大きく下回っていることから、利用促進を図るための改善策を検討し、①利用手続きの煩雑さを少しでも軽減できるよう、船員保険のホームページからの申請を可能とすること、②比較的長期や同一年度内複数回の旅行に対応するよう宿泊数の年度上限を 2 泊から 4 泊に見直すこととし、29 年度当初から実施できるよう準備を行いました。この保養事業の利用促進については、引き続き、検討するとともに、適宜、改善等を図ることとしています。

【(図表 6-24) 福祉事業の実績】

		26 年度	27 年度	28 年度	前年度比
無線医療助言事業	通信数	913	1,074	932	△142
洋上救急医療援護事業	出勤件数	25	15	26	11
保養事業	利用宿泊数	11,028	11,215	12,292	1,077
	入浴利用数	7,691	15,752	18,358	2,606
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	2,299	2,735	4,500	1,765
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	214	753	689	△64
	利用宿泊数	298	1,106	908	△198

5. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

i) 組織運営体制の強化

組織運営体制については、28 年 10 月に、人事制度全般の見直しの一環として役割等級制度を見直し、新たな職位としてグループ長補佐を設け、従来グループ長が行っていた業務管理や人事管理の一部を管理職として担わせることとするなど、組織のマネジメント体制の強化を図りました。

また、グループ長補佐が新たに配置されたこと等も踏まえ、指揮命令系統の簡素化や業務の効率化等を目的として、支部における部やグループの統廃合等を行いました。

ii) 協会の理念を实践できる組織風土・文化の更なる定着及び実績や能力本位の人事の推進

保険者機能の強化・発揮をはじめ、協会の事業運営を担うのは一人ひとりの職員であり、協会がその理念を実現するためには、組織として人材を育成していくことが不可欠です。そのため、協会の理念を具現化する職員の育成及び職員のモチベーションの維持・向上を図ることを目的として、人事制度全般にわたる見直しを行い、28 年度から新たな人事制度の運用を開始しました。

新たな人事制度においては、期待する職員像を職員に示したほか、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成できる人事評価の仕組みの導入や、等級ごとに求められる役割の明確化及び職位の見直し、等級ごとの役割に応じた給与の設定等の見直しを行っており、協会の理念の実現に向けて創造的かつ意欲的な業務を行い、高い実績をあげた職員を適正に処遇することにより、職員の向上心を高め、やる気を引き出す制度としました。

具体的な運用面においても、評価期間における各職員の取組内容や成果を適切に人事評価に反映させるとともに、その評価結果を賞与や定期昇給、昇格に反映すること等により、実績や能力本位の人事につなげています。

なお、今後は、職員研修や各種会議など様々な機会をとらえて新たな人事制度の浸透に向けた取組を行うことを通じて、職員の意欲と能力を引き出し、協会の将来を支える「期待する職員」を育成していくこととしています。

このほか、節目となる 4 月、10 月及び 1 月に全職員に対し理事長からメッセージを発信し、協会のミッションや目標等についての徹底を図りました。

iii) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に行動規範小冊子を常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する職員の意識の醸成を図っています。

28 年度は、コンプライアンス違反となる事例やマタニティハラスメントの防止をテーマとした「コンプライアンス通信」を 10 月と 3 月に発行し、職員の意識の啓発を図ったほか、本部コンプライアンス委員会を 9 月と 3 月に開催し、コンプライアンスの徹底に努めました。

コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティ及び個人情報保護に関しては、各支部の職員研修において毎年度継続的に実施していますが、これらについては、新規採用者全員を対象とした研修においても講座を設け、その徹底に努めています。また、全職員を対象に自己点検を実施し、現状の把握と意識啓発を行いました。

このほか、29 年 1 月より特定個人情報（マイナンバー）の利用事務を開始することに伴い、

マイナンバーの取扱いについて、全支部への説明会を本部が開催することを通じて、全職員に対する周知徹底を行い、個人情報の取扱いに対する安全管理体制の更なる徹底に努めています。

また、29年1月に「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正されたことに伴い、既存のセクシュアルハラスメント防止規程を、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止を含めた規程として改正するとともに、ハラスメント防止ポスターを全支部に配布・掲示し、ハラスメント相談員の周知を含め、ハラスメント防止に向けた取組を促進しています。

【情報セキュリティ及び個人情報保護の強化】

27年6月、協会で使用する職員端末のうち4台が外部との不審な通信を行っていたことが判明しました。この不審な通信での個人情報の漏えいは確認されませんでした。協会ではこの事案を踏まえ、外部からのサイバー攻撃等から加入者の皆様の個人情報を確実に守るため、28年度は主に以下の対策を行い、情報セキュリティ及び個人情報保護の一層の強化を図りました。

①情報セキュリティ規程等の職員への周知と教育

厚生労働省の情報セキュリティポリシーの改定に合わせて、28年5月及び12月に協会における情報セキュリティ規程の改定を行い、全役職員への周知を徹底しました。この規程は協会の情報セキュリティ対策の包括的な規程として、厚生労働省の情報セキュリティポリシーに準拠して策定しています。また、6月には本部と支部の情報セキュリティ管理者向けにその役割と実施すべき事項を整理した手引書を作成するとともに、役職員向けに情報システムを利用する際に守るべきルール等を整理した情報セキュリティに関する遵守事項を作成し、これらを周知することにより、情報セキュリティと個人情報保護の強化について役職員の意識の醸成を図りました。

このほか、厚生労働省による情報セキュリティ監査の一環として、28年11月には協会の役職員を対象に標的型メール攻撃に対する教育訓練を、28年12月及び29年3月には協会のホームページを対象として、外部からの不正アクセスに対して十分な情報セキュリティ強度を持っているかどうかを確認・検証するペネトレーションテストを行いました。さらに、28年7月及び29年1月には職員を対象に情報セキュリティに関する自己点検を実施するとともに、これらの点検結果や訓練結果等を踏まえ、29年3月には29年度の情報セキュリティ対策推進計画を策定しました。この計画に基づき、29年度も引き続き情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施していくこととしています。

②基幹系・情報系システムとは分離した別のシステムによるインターネット接続

インターネット接続については、加入者の皆様の情報を保管する基幹系システムや通常業務に用いる情報系システムとは分離した別のシステムを構築しており、28年4月にはインターネット上のWeb閲覧を、また、28年6月にはインターネットメールを再開しました。なお、再開に当たっては、インターネットを利用する職員に対して情報セキュリティ研修を実施しました。

③CSIRT の設置等インシデント対応の強化

情報セキュリティインシデント発生時の対応を専任する体制として、CSIRT（Computer Security Incident Response Team）を28年9月に本部内に設置しました。

また、インシデントの発生及びそのおそれが生じた際の具体的な初動対応や復旧対応、CSIRTの運用について定めた「情報セキュリティインシデント対処手順書」を29年3月に策定し、インシデント対応体制の一層の強化を図りました。

iv) リスク管理

協会支部の所在地において大規模地震等の災害が発生した際の具体的な初動対応（人命保護等）を定めた初動対応マニュアルを各支部において模擬訓練を経て28年度に順次策定しました。

また、災害時の初動対応の要となる役職員の安否状況を迅速に把握するため、「安否確認システム」を導入し、協会の全役職員が登録するとともに模擬訓練を実施しました。

このほか、災害発生時の事業継続計画として、27年6月の業務・システムの刷新に際し、データセンターを東西2か所に設置し、相互にバックアップする態勢を整えましたが、その一方のデータセンターが稼働できない状態になった場合を想定した模擬訓練を29年2月に実施しました。更に、協会では、災害により本部拠点に甚大な被害が発生した際に、加入者への現金給付の支払業務等の重要業務を速やかに復旧させるための具体的な手順等を定めた事業継続計画について、協会内部のリスク管理委員会で複数回の議論を重ね、29年5月に策定しました。

(2) 人材育成の推進

保険者として活動範囲が拡大している協会では、人材育成は大変重要な課題です。28年度にスタートした新人事制度では、職場における人材育成（OJT）を中心に、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせ、計画的な人材育成に取り組むこととしています。また、「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土の醸成に努め、人材育成を推進しています。

集合研修として実施した階層別研修においては、新たな人材育成方針のもと、全階層において、等級ごとに求められる役割の理解と必要な能力の習得を図るとともに、協会の理念の実現に向けて、組織のマネジメント体制の強化を図るため、幹部職層・管理職層の更なる育成、特に、新たな職位として設けられたグループ長補佐に対する重点的な育成を行いました。

各業務に必要な知識の習得、スキルアップを目的とした業務別研修、階層や業務分野に関わらず、協会職員として理解すべき事項について学習するテーマ別研修、支部の実情に応じた支部別研修等を実施しました

階層別研修については、協会のミッションや協会を取り巻く環境、それぞれの階層に期待する役割や必要な知識・能力・思考を習得させる研修内容とし、支部長研修、部長研修、グループ長研修、グループ長補佐研修、主任研修、スタッフ研修、一般職基礎研修、採用時研修、新入職員研修、新入職員フォローアップ研修の10講座を実施しました。

また、グループ長補佐研修と主任研修の対象者に、集合研修を補完するものとしてオンライン研修を実施しました。スタッフ研修受講者には、受講後のフォローアップとして、今後の目標設定やスキルアップの参考としてもらうため、研修受講後の行動変容を周囲の職員に半年間観察してもらい、その結果を研修受講者本人にフィードバックすることで客観的な視点で自己を振り返る多面観察を実施し、研修効果を高めるよう努めました。

業務別研修については、統計分析研修（個別・集合）、GIS（地理情報システム）研修、レセプト点検員研修（医科・歯科）、診療報酬改定研修（医科・歯科）、債権事務担当者研修、求償事務担当者研修、事務処理誤り発生防止研修、お客様満足度向上研修、保健師全国研修、保健師等ブロック研修等の15講座を実施し、必要な知識の習得及びスキルアップを図りました。

テーマ別研修については、コンプライアンス研修、訴求力・営業力・発信力強化研修、情報セキュリティ研修の3講座を実施しました。

コンプライアンス研修は、管理職を対象に事業活動を行う上で重要なコンプライアンスについて全職員が意識を持ち、社会規範に即した誠実、公正かつ透明性の高い行動をとれる職員を育む職場環境を構築することを目的として実施しました。

訴求力・営業力・発信力強化研修は、審議会等で意見発信等に携わる職員を対象に営業に係る基礎知識、ステークホルダーとの調整・交渉スキル、コミュニケーションスキル等について習得し、協会が対外的に保険者機能を発揮していく上での基礎力向上を目的として実施しました。

情報セキュリティ研修は、管理職を対象に職員一人ひとりが情報セキュリティに関する正しい知識を身につけ、セキュリティ意識を高めることを目的として実施しました。

また、職員が自己啓発に取り組むための支援として実施している通信教育講座の斡旋について、受講費用の一部を協会が負担する推奨講座を増加する等の方策により、職員の受講意欲の向上を図りました。

(3) 業務改革・改善の推進

船員保険の業務等に対するお客様等からの声を収集、分析することとしたほか、多角的な視点から業務改善策等を検討し、業務の効率化とお客様サービスの向上を推進するため、25年度に、船員保険部内にサービス向上委員会を設置し、28年度においても、四半期ごとに開催しました。

(4) 経費の節減等の推進

経費削減のための取組としては、本部及び支部で使用する消耗品について、本部で全国一括調達（入札）を行っています。消耗品のうち、コピー用紙、トナー、各種封筒等についてはスケールメリットによるコストの削減を図ったほか、事務用品等については、スケールメリットによるコストの削減に加え、発注システムを活用し、随時発注による在庫量の適正化も併せて図っています。

また、調達に当たっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部・支部ともに調達審査委員会において個別に調達内容、調達方法、調達費用等の妥当性について審査を行っています。

第7章 東日本大震災及び熊本地震への対応について

1. 東日本大震災への対応

23年3月に発生した東日本大震災では、医療保険者として被災された加入者の費用負担の軽減等についての対応を行ったほか、自治体等との連携による被災地での支援活動を行ってきました。このうち費用負担の軽減については、28年度においても引き続き「医療機関等での窓口負担（一部負担金等）の免除」、及び「健診・保健指導の自己負担分の還付」を実施しました。

(1) 震災後の加入者及び船舶所有者への対応

被災された加入者が医療機関にかかる際に保険証がなくても受診を可能としたほか、23年5月に成立した特別法（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律）や国の方針などに基づく対応として、被災地域に所在する事業所への社会保険料の免除措置が取られたほか、被災された加入者が医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）の免除や健診・保健指導を受けた際の自己負担分の還付など、費用負担の軽減等について対応を行いました。

(2) 28年度における加入者及び船舶所有者への対応

協会では、国の方針や財政措置等を踏まえ、28年度においても被災された加入者への必要な措置を以下のとおり継続して実施しました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、協会が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を28年度も継続実施しました。なお、上位所得者のうち、27年度中に避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の加入者については、28年9月30日で免除措置を終了しました。

(参考) 協会における一部負担金等の免除証明書の有効枚数

[船員保険]

	有効枚数
平成29年3月31日現在	12枚(8世帯)

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を28年度も継続実施しました。なお、上位所得者のうち、27年度中に避難指示解除準備区域の指定が解除された地域の加入者については28年度内の受診をもって還付を終了しました。

2. 熊本地震への対応

協会では、今般の地震により甚大な被害を受けた加入者について、医療機関等を受診した際の窓口での負担金の支払いを免除するなどの対応を行ったほか、地震発生後に加入者の皆様へのサービスが低下することのないよう機動的かつ組織的な対応を行い、協会における事業を継続しました。

なお、熊本支部では4月16日（土）の本震発生後、建物被害等により18日（月）のみ業務を停止しましたが、翌19日（火）からは業務を再開しました。

(1) 加入者及び船舶所有者への対応

地震発生後、被災された加入者や船舶所有者の皆様には主に以下のような対応を行うとともに、これらの対応については迅速かつ丁寧な周知・広報に努めました。

i) 保険証を医療機関等に提示できない場合の特例的扱いについて

被災に伴い、厚生労働省において、保険証を紛失あるいは自宅に残されたまま避難された場合であっても、医療機関等の受診が可能とされました。医療機関等の窓口において、「氏名」「生年月日」「連絡先（電話番号等）」「勤め先（船舶所有者名）」を申し出ることにより、保険証の提示が無くても受診が出来ることについて、協会のホームページなどでの周知を行いました。

ii) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の支払いについて

被災された加入者が医療機関等を受診した場合については、窓口での支払い（一部負担金等）をせずに受診が可能となるよう対応しました。

具体的には、地震後の初動対応として、28年7月末までの診療等にかかる一部負担金等の支払いを猶予することとしましたが、その後、一部負担金等の支払いについては免除することを決定いたしました。また、対象となる方が医療機関の窓口で申告しなかったこと等の理由によって支払い済みの場合には、後日、一部負担金等を還付する取扱いとしました。

なお、この取扱いについては協会のホームページ上で加入者へ周知したほか、厚生労働省を通じて都道府県をはじめとする関係者にも広く周知されました。

(参考) 協会における一部負担金等の免除証明書の有効枚数

[船員保険]

	有効枚数
平成29年3月31日現在	34枚(16世帯)

iii) 疾病任意継続保険料の取扱いについて

疾病任意継続被保険者に対して、保険料の納付期限の延長を行いました。具体的には、28 年 5 月分（納付期限 5 月 10 日）及び 28 年 6 月分（納付期限 6 月 10 日）の保険料について、被災に伴い期限までに納付することが困難な被保険者については、申し出を行っていただくことにより、納付期限を 28 年 7 月 11 日まで延長しました。

また、対象者には、納付期限の延長が可能である旨のお知らせをお送りするとともに、協会のホームページ上でも周知しました。

iv) その他

日本年金機構において、対象地域（熊本県）に所在地を有する事業所の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料、子ども・子育て拠出金）の納付期限が延長され、預金口座からの引落としについては、納付期限が延長されている間は停止する措置が取られました。また、申し出により、社会保険料の納付の猶予が行われました。

(2) その他

医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除などへの対応については、財政負担が生じることになります。協会では、被災者への継続的支援と保険者の安定運営確保を目的として、28 年 4 月 28 日、これらの負担に対する財政支援措置に関する要望書（28 年熊本地震の地震対策に関する緊急要望書）を健康保険組合連合会と共同で厚生労働大臣に提出しました。

第8章 今後の運営

29年度の基本方針として、

第一に、船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映すること。また、加入者や船舶所有者の視点に立って積極的に情報提供等を行うこと。

第二に、健診結果データ等の分析に基づき、加入者の健康の保持増進を図るための事業計画として策定した船員保険データヘルス計画について、第1期最終年度の取組みを着実かつ効果的に実施すること等を通じて、加入者の健康づくりを効果的かつ効率的に支援、促進し、ひいては医療費負担の軽減を実現することができるよう努めること。加えて、第1期の実施状況の検証と船員保険における健康課題を踏まえ、第2期の船員保険データヘルス計画を策定すること。

第三に、中期的な財政見通しや医療保険制度改革の影響等を踏まえ、保険者としての健全な財政運営に努めること。

等を掲げ、各種業務に取り組むこととしています。

また、特定健診及び特定保健指導については、第二期特定健康診査等実施計画を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図るとともに、健診データ及びレセプトデータ等の分析結果を踏まえ、30年度からの第二期船員保険データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画を一体的に策定することとしています。

29年度は、これらの取組みを着実に進めていくとともに、被保険者や船舶所有者のご意見やご要望等をできる限り事業運営に反映させることで、加入者サービスの向上に努めてまいります。

協会の運営に関する各種指標（船員保険関係数値）

【目標指標】

			目標	実績
サービススタンダードの遵守	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数の目標（10 営業日）の達成率		100%	100% (100%)
	船員保険職務外給付の受付から振込までの日数		10 営業日以内	平均 5.75 日 (平均 5.56 日)
保険証の交付	資格情報の取得（年金事務所からの回送）から保険証送付までの平均日数		3 営業日以内	平均 2.00 日 (平均 2.00 日)
疾病任意継続被保険者の保険証の交付	資格取得申請の受付または勤務していた船舶所有者における資格喪失情報の取得（年金事務所からの回付）のいずれか遅い方から保険証送付までの平均日数		3 営業日以内	平均 1.95 日 (平均 1.95 日)
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	42.5%	37.0% (36.5%)
		被扶養者	24.0%	17.8% (17.4%)
船員手帳健康証明書データの取得	船員手帳健康証明書データの取得率		38.0%	※1 (28.6%)
保健指導の実施	特定保健指導実施率 (6 か月後評価)	被保険者	25.0%	14.7% (14.0%) ※2
		被扶養者	8.0%	10.6% (13.8%)
レセプト点検効果額	加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）		133 円を上回る	137 円 (133 円)

※1 28 年度の船員手帳健診証明書データについては、現在、実績データ取込中です。

※2 船員手帳の健康証明書データ取得分については収集中のため、被保険者の特定保健指導実施率の計算には含めていません。

※3 () 内は、27 年度の数値です。

【検証指標】

			実績	
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数		7 件	(10 件)
	船員保険給付種別	療養費	1 件	(5 件)
		高額療養費	1 件	(0 件)
		傷病手当金	2 件	(0 件)
		出産育児一時金	0 件	(1 件)
		その他	1 件	(0 件)
	健診関係		1 件	(1 件)
	保険証関係		0 件	(3 件)
	その他		1 件	(0 件)

お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付 件数とその内容	苦情	2 件	(4 件)
		ご意見ご提案	5 件	(13 件)
		お礼・お褒めの言葉	4 件	(4 件)
お客様満足度	調査内容と満足度	申請に対する満足度	85.0%	(80.0%)
		手続き方法に対する満足度	92.3%	(88.4%)
		職員の応接態度に対する満足度	95.8%	(95.5%)
		サービス全体としての満足度	88.6%	(82.8%)
レセプト点検	加入者 1 人当たり資格点検効果額		2,548 円	(2,273 円)
	加入者 1 人当たり外傷点検効果額		228 円	(325 円)
	加入者 1 人当たり内容点検効果額		345 円	(533 円)
業務の効率化・経費の削減	船員保険給付担当職員 1 人当たりの給付業務処理件数		1,606 件	(1,656 件)
	契約件数及び割合（100 万円を超える契約）		26 件	[100.0%]
		一般競争入札による契約	12 件	[46.2%]
		企画競争による契約	0 件	[0.0%]
		随意契約	14 件	[53.8%]
	随意契約の内訳（100 万円を超える契約）		14 件	[100.0%]
		事務所賃貸（工事、清掃等）関係	0 件	[0.0%]
		システム（改修、保守、賃貸）関係	6 件	[42.9%]
		一般競争入札不落による契約	0 件	[0.0%]
		その他	8 件	[57.1%]
	コピー用紙等の消耗品 の使用状況	コピー用紙	476 箱	(398 個)
		プリンタートナー（黒）	31 個	(23 個)
		プリンタートナー（カラー）	30 個	(19 個)

※1 船員保険給付担当職員 1 人当たりの給付業務処理件数については、長期給付（障害年金等）の処理に係るものを除きます。

※2 （ ）内は、27 年度の数値です。

※3 [] 内は、数値の構成比です。

平成 28 年度の財務諸表等

平成 2 8 年度

決 算 報 告 書

【船員保険勘定】

第 9 期

自 平成 2 8 年 4 月 1 日
至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

全国健康保険協会

船員保険勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

収 入				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険料等交付金	36,559	35,619	△940	前年度未交付額の減
疾病任意継続被保険者保険料	1,190	1,265	75	被保険者数が見込みを上回ったことによる増
国庫補助金	2,952	2,837	△115	社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減 注1①
国庫負担金	163	163	-	
職務上年金給付費等交付金	5,798	5,798	-	
貸付返済金収入	1	0	△1	
運用収入	63	281	218	保有国債を売却したことによる増
雑収入	85	85	△0	
累積収支からの戻入	1,587	1,577	△10	
計	48,400	47,626	△773	
支 出				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険給付費	25,983	26,745	762	保険給付費が見込みを上回ったことによる増 注1②、注2
拠出金等	9,940	9,917	△22	
前期高齢者納付金	3,180	3,182	2	
後期高齢者支援金	6,274	6,301	27	
老人保健拠出金	0	0	△0	
退職者給付拠出金	485	434	△51	拠出率の減
病床転換支援金	0	0	△0	
介護納付金	3,135	3,111	△24	
業務経費	2,760	2,379	△381	
保険給付等業務経費	130	93	△37	
レセプト業務経費	23	21	△2	
保健事業経費	642	544	△98	健診実施率が見込みを下回ったことによる減
福祉事業経費	1,923	1,698	△225	特別支給金が見込みを下回ったことによる減 注3
その他業務経費	42	23	△19	
一般管理費	1,656	789	△867	
人件費	420	354	△66	職員給与の減 注4
福利厚生費	1	1	△1	
一般事務経費	1,234	434	△800	マイナンバー対応のためのシステム開発費が見込みを下回ったことによる減
貸付金	1	0	△1	
雑支出	317	487	170	職務上年金給付費等交付金返還金の増 注1③
予備費	140	-	△140	
累積収支への繰入	4,468	-	△4,468	
計	48,400	43,429	△4,971	
収支差	0	4,198	4,198	

(注1) 東日本大震災関係については以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、平成28年度災害臨時特例補助金、平成28年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。
- ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。
- ③ 雑支出には、平成27年度災害臨時特例補助金返還金、平成27年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

(注2) 熊本地震について、保険給付費に一部負担金等免除に伴う費用(1百万円)を含めて計上している。

(注3) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,568百万円、決算額:1,459百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注4) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注5) 収支差は4,198百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注6) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成 2 8 年度

財 務 諸 表

【船員保険勘定】

第 9 期

自 平成 2 8 年 4 月 1 日

至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日

全国健康保険協会

船員保険勘定

貸 借 対 照 表

平成29年3月31日現在
(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	45,159,778,345	
未収入金	3,000,085,296	
前払費用	42,285	
貸倒引当金	△ 210,593,241	
流動資産合計		47,949,312,685
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	10,282,210	
工具備品	6,516,646	
有形固定資産合計	16,798,856	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	155,582,436	
無形固定資産合計	155,582,436	
固定資産合計		172,381,292
資産合計		48,121,693,977

(単位：円)

科 目		金 額	
負債の部			
I	流動負債		
	未払金	3,198,866,744	
	未払費用	8,804,126	
	預り補助金	338,000	
	前受収益	129,398,142	
	賞与引当金	27,786,585	
	役員賞与引当金	1,455,916	
	流動負債合計		3,366,649,513
II	固定負債		
	退職給付引当金	455,773,052	
	役員退職手当引当金	610,369	
	固定負債合計		456,383,421
	負債合計		3,823,032,934
純資産の部			
I	資本金		
	政府出資金	465,124,590	
	資本金合計		465,124,590
II	船員保険法第124条の準備金		
	準備金	41,362,514,743	
	準備金合計		41,362,514,743
III	利益剰余金		
	当期末処分利益	2,471,021,710	
	(うち当期純利益)	(2,471,021,710)	
	利益剰余金合計		2,471,021,710
	純資産合計		44,298,661,043
	負債・純資産合計		48,121,693,977

【船員保険勘定】

損 益 計 算 書

自 平成28年 4 月 1 日

至 平成29年 3 月31日

(単位：円)

科 目	金 額			
経常費用				
事業費用				
保険給付費			26,867,034,057	
拠出金等				
前期高齢者納付金		3,182,290,324		
後期高齢者支援金		6,301,239,019		
老人保健拠出金		175,502		
退職者給付拠出金		433,662,210		
病床転換支援金		38,298	9,917,405,353	
介護納付金			3,110,696,481	
業務経費				
保険給付等業務経費				
人件費	280,597,262			
福利厚生費	351,526			
委託費	5,417,528			
郵送費	20,245,928			
減価償却費	29,039,533			
その他	38,821,042	374,472,819		
レセプト業務経費				
人件費	33,938,043			
福利厚生費	70,833			
委託費	4,874,687			
郵送費	745,164			
減価償却費	7,909,644			
その他	517,356	48,055,727		
保健事業経費				
健診費用	296,013,128			
委託費	230,168,155			
郵送費	9,834,546			
その他	7,719,606	543,735,435		
福祉事業経費				
福祉事業給付金	1,485,832,908			
委託費	201,964,625			
郵送費	1,904,728			
減価償却費	3,664,826			
その他	3,171,320	1,696,538,407		
その他業務経費		22,818,831	2,685,621,219	
一般管理費				
人件費		118,064,162		
福利厚生費		99,217		
一般事務経費				
委託費	152,054,220			
地代家賃	87,173,323			
その他	115,630,350	354,857,893		
減価償却費		1,474,453		
貸倒引当金繰入額		21,599,396		
その他		1,100,640	497,195,761	

(単位：円)

科 目	金 額			
事業費用合計				43,077,952,871
経常費用合計				43,077,952,871
経常収益				
事業収益				
保険料等交付金収益			35,619,000,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益			1,206,252,100	
職務上年金給付費等交付金			5,366,346,206	
国庫補助金収益			2,836,701,000	
国庫負担金収益			163,247,000	
診療報酬返還金収入			77,758	
返納金収入			61,782,438	
損害賠償金収入			27,017,126	
その他			900	
事業収益合計				45,280,424,528
事業外収益				
財務収益				
受取利息		362,777		
金銭の信託売却益		261,362,920		
金銭の信託運用益		7,895,446	269,621,143	
雑益			221,799	
事業外収益合計				269,842,942
経常収益合計				45,550,267,470
経常利益				2,472,314,599
特別損失				
固定資産除却損			1,287,015	1,287,015
税引前当期純利益				2,471,027,584
法人税、住民税及び事業税				5,874
当期純利益				2,471,021,710

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日
(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 26,831,001,209
拠出金等支出	△ 10,069,472,354
介護納付金支出	△ 3,112,667,481
国庫補助金返還金支出	△ 432,498,794
被保険者貸付金支出	△ 146,700
人件費支出	△ 402,078,547
その他の業務支出	△ 2,731,605,226
保険料等交付金収入	35,536,000,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,262,339,217
国庫補助金収入	8,586,967,000
国庫負担金収入	163,247,000
拠出金等返還金収入	1
被保険者貸付返済金収入	146,700
その他の業務収入	365,011,658
小計	2,334,241,265
利息の受取額	362,777
法人税等の支払額	△ 6,289
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,334,597,753
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
金銭の信託の減少による収入	28,903,824,371
無形固定資産の取得による支出	△ 68,644,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,835,179,571
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV 資金の増加額	31,169,777,324
V 資金期首残高	13,990,001,021
VI 資金期末残高	45,159,778,345

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益	2,471,021,710
当期純利益	2,471,021,710
II 利益処分額	2,471,021,710
船員保険法第124条の準備金繰入額	2,471,021,710
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 43,833,536,453円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～15 年
工具備品	5～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に 5 年）に基づいております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第 124 条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和 28 年 8 月 31 日政令第 240 号）第 28 条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額	12,889,815 円
----------------	--------------

IV 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

V キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	45,159,778,345 円
資金期末残高	45,159,778,345 円

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正 15 年 6 月 30 日勅令第 243 号）第 1 条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	45,159,778,345	45,159,778,345	
(2) 未収入金	3,000,085,296		
貸倒引当金	△210,593,241		
	2,789,492,055	2,789,492,055	
資産 計	47,949,270,400	47,949,270,400	
(1) 未払金	3,198,866,744	3,198,866,744	
負債 計	3,198,866,744	3,198,866,744	

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	499,916,812 円
勤務費用	27,225,424 円
利息費用	550,529 円
数理計算上の差異の発生額	△2,246,529 円
退職給付の支払額	△103,320 円
退職給付債務の期末残高	525,342,916 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前

払年金費用の調整表

非積立型制度の退職給付債務	525,342,916 円
未積立退職給付債務	525,342,916 円
未認識数理計算上の差異	△69,569,864 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	455,773,052 円
退職給付引当金	455,773,052 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	455,773,052 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	27,225,424 円
利息費用	550,529 円
数理計算上の差異の費用処理額	4,016,138 円
確定給付制度に係る退職給付費用	31,792,091 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.11%

VIII 重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

IX 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

X その他の注記事項

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成 28 年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日厚生労働省発保 0401 第 3 号厚生労働事務次官通知）の 3 及び平成 28 年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（平成 28 年 6 月 9 日厚生労働省発保 0609 第 9 号厚生労働事務次官通知）の 3 に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況（*1）	残額（*2）
医療保険事業	1,026,000	690,000	336,000
特定健診事業	2,000	—	2,000
合 計	1,028,000	690,000	338,000

（*1）船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等に

よる費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

- (*2) 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に 401,000 円を返還し、前事業年度に計上した預り補助金（期首残高 401,000 円）を全額取崩ししております。

附属明細書

(船員保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与費の明細

【船員保険勘定】

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額	摘 要
有形固定資産	建物	19,068,093	-	-	19,068,093	8,785,883	1,284,507	10,282,210	
	工具備品	11,536,838	1,256,233	2,172,493	10,620,578	4,103,932	1,798,972	6,516,646	
	計	30,604,931	1,256,233	2,172,493	29,688,671	12,889,815	3,083,479	16,798,856	
無形固定資産	ソフトウェア	713,898,039	78,405,192	-	792,303,231	636,720,795	39,004,977	155,582,436	注1
	計	713,898,039	78,405,192	-	792,303,231	636,720,795	39,004,977	155,582,436	

(注1) 当期増加額は、全国健康保険協会番号制度対応のためのアプリケーション開発業務によるもの(59,265,756円)等であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	222,338,943	210,593,241	33,345,098	188,993,845	210,593,241	注1
賞与引当金	25,523,114	27,786,585	25,523,114	-	27,786,585	
役員賞与引当金	1,374,692	1,455,916	1,374,692	-	1,455,916	
退職給付引当金	424,084,281	31,792,091	103,320	-	455,773,052	
役員退職手当引当金	612,739	105,630	108,000	-	610,369	
計	673,933,769	271,733,463	60,454,224	188,993,845	696,219,163	

(注1) 当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	38,752,407,486	2,610,107,257	-	41,362,514,743	注1
利益剰余金					
当期末処分利益	2,610,107,257	2,471,021,710	2,610,107,257	2,471,021,710	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘 要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	10,509,000	-	10,509,000	
災害臨時特例補助金（医療保険）	690,000	-	690,000	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	48,516,000	-	48,516,000	
事務費負担金	163,247,000	-	163,247,000	
計	2,999,948,000	-	2,999,948,000	

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(44,772) 17,361,281	(-) 1	(-) 108,000	(-) -
職 員	(39,971,046) 289,895,701	(18) 45	(-) 103,320	(-) -
計	(40,015,818) 307,256,982	(18) 46	(-) 211,320	(-) -

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として()で記載しております。

参 考 資 料

平成28年度お客様満足度調査結果（船員保険）について

1 調査の概要

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上を図るため、28年8月1日から29年3月31日までの間において、以下のとおりお客様満足度調査を実施しました。

（1）調査対象者

- ① 疾病任意継続被保険者の資格を取得した方
- ② 傷病手当金、高額療養費及び休業手当金を支給した方

（2）調査方法

（1）の調査対象者ごとにアンケートはがきを疾病任意継続被保険者の資格を取得した方（以下「疾病任継対象者」という。）には保険証を送付する際に、傷病手当金高額療養費及び休業手当金を支給した方（以下「保険給付対象者」という。）には支給決定通知書を送付する際に同封しました。

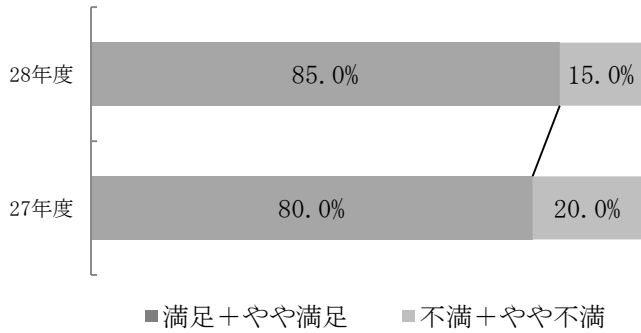
（3）アンケート送付数等

調査対象者	アンケート送付数	アンケート回収数	回収率
疾病任継対象者	2,409名	276名	11.5%
保険給付対象者	2,595名	515名	19.8%
合計	5,004名	791名	15.8%

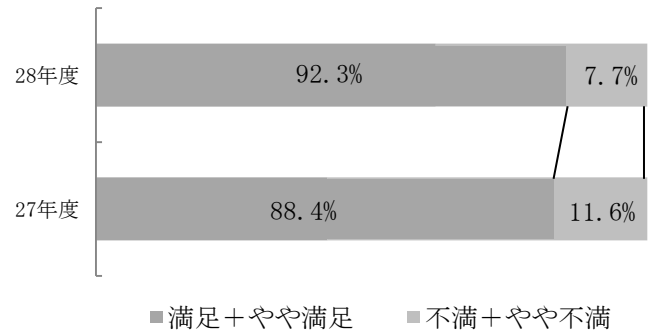
2 調査結果

(1) 全体（疾病任継対象者、保険給付対象者）

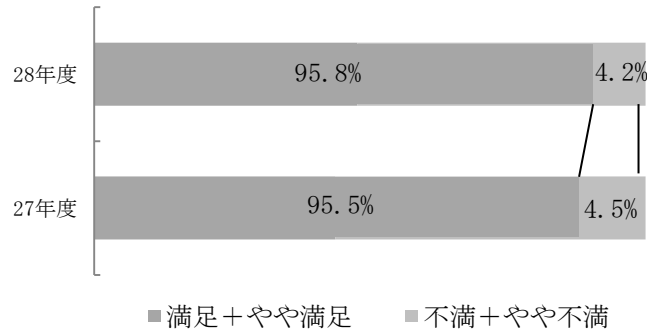
〔事務処理に要した期間に対する満足度〕
申請から保険証が手元に届くまたは給付金が振り込まれるまでの期間について



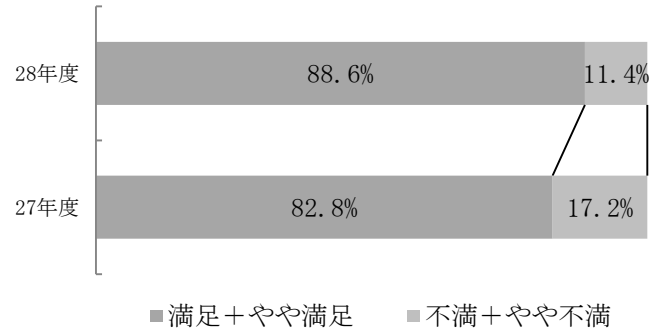
〔手続き方法に対する満足度〕
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



〔職員の応接態度に対する満足度〕
電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いについて

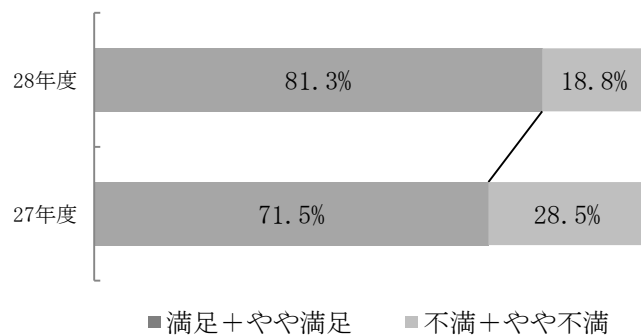


〔サービス全体としての満足度〕

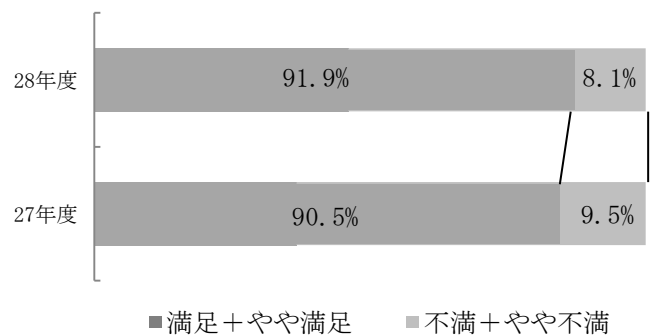


(2) 疾病任継対象者

〔事務処理に要した期間に対する満足度〕
給付金が振り込まれるまでの期間について

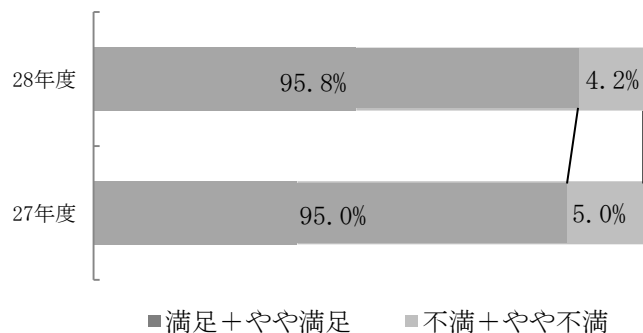


〔手続き方法に対する満足度〕
申請書の分かりやすさ、見やすさについて

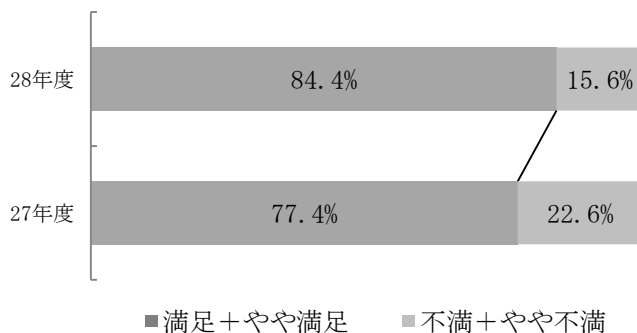


[職員の応接態度に対する満足度]

電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いについて

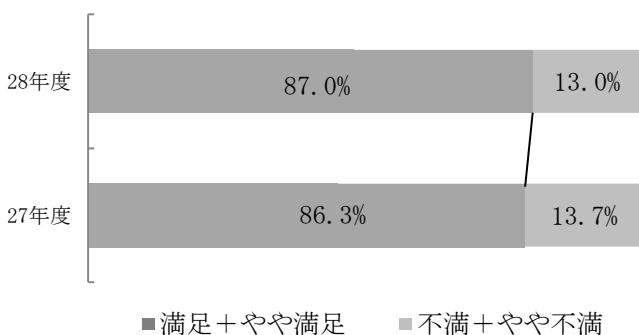


[サービス全体としての満足度]

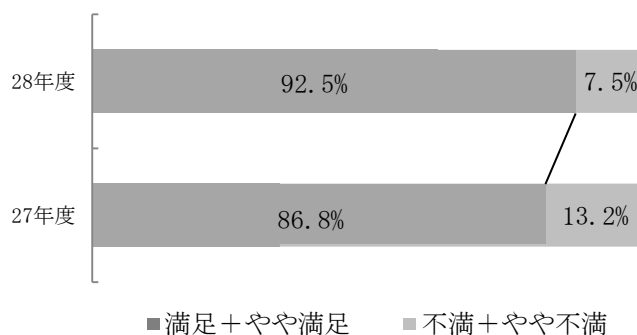


(3) 保険給付対象者

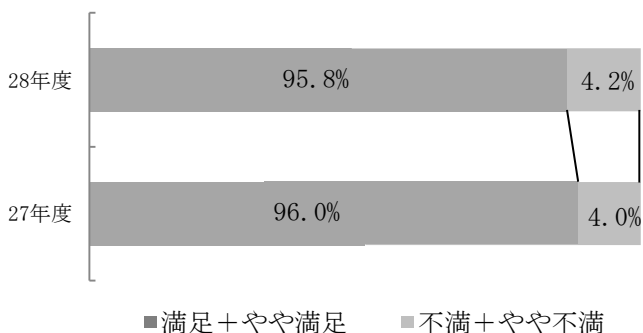
[事務処理に要した期間に対する満足度]
給付金が振り込まれるまでの期間について



[手続き方法に対する満足度]
申請書の分かりやすさ、見やすさについて



[職員の応接態度に対する満足度]
電話によるお問い合わせに対する説明内容や言葉使いについて



[サービス全体としての満足度]

